

令和 7 年

総務委員会会議録

と き 令和7年9月22日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年9月22日(月) 午前10時00分～午後3時13分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石田 秀 男	副委員長 塚本 よしひろ
	委員 澤田 えみこ	委員 山本 やすゆき
	委員 石田 ちひろ	委員 須貝 行 宏
	委員 松本 ときひろ	委員 西本 たか子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久保田 企画経営部長
	崎 村 企画課長	吉岡 政策推進担当課長
	加 島 財政課長	長 尾 施設整備課長
	佐 藤 経 理 課 長	宮 澤 税 務 課 長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)
	柏 原 区 長 室 長	遠藤 新庁舎整備担当部長
	藤 村 総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)	川村 コンプライアンス推進担当課長
	野口 官民共創担当課長 (官民共創担当主査事務取扱)	與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長
	木村 人権・ジェンダー平等推進課長	宮 尾 人 事 課 長
	田口 人材育成担当課長	三井 新庁舎整備課長
	小林 新庁舎建設担当課長	泉 広 町 事 業 調 整 担 当 課 長
	品 川 会 計 管 理 者	今井 選挙管理委員会事務局長
	黒田 監査委員事務局長	大 澤 区 議 会 事 務 局 長
	東 野 参 事 (福祉計画課長事務取扱)	佐藤 障害者施策推進課長
	遠藤 防災体制整備担当課長	

○午前１０時００分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項、およびその他を予定しております。

なお、議案審査に際し、福祉計画課長、障害者施策推進課長および防災体制整備担当課長にもご出席をいただいております。また、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

本日は取扱う案件が多くございますので、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いをいたします。

１ 議案審査

(3) 第１０７号議案 （仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築工事請負契約

(4) 第１０８号議案 （仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築機械設備工事請負契約

(5) 第１０９号議案 （仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築電気設備工事請負契約

○石田（秀）委員長

初めに、予定表１、議案審査を行います。冒頭に申し上げましたとおり、取り上げる順番を変更して行います。

まず、予定表(3)、(4)および(5)を一括して議題に供します。これら３議案につきましては、小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築工事に関連して、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、本日審査いただきます第１０７号議案から第１１２号議案までの６議案につきましては、地方自治法第９６条第１項第５号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条に基づきまして、契約の予定価格１億８,０００万円以上の工事請負契約につき提案するものです。

議案審査(3)から(5)、第１０７号議案から第１０９号議案につきまして、一括してご説明いたします。

資料２ページをご覧ください。議案審査(3)第１０７号議案、（仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は次の３ページの状況調書に記載のとおりです。

２ページにお戻りいただきまして、契約金額は５５億９,４６０万円。契約の相手方は青木あすなろ・山田・兼藤建設共同企業体、代表者、青木あすなろ建設株式会社東京土木本店、常務執行役員東京土木本店長、清治茂氏です。

支出科目は令和７年度一般会計、令和８年度・令和９年度債務負担行為。

工期は令和９年１２月２８日です。

４ページ、５ページ、工事の概要書をご覧ください。本工事は高齢者福祉施設、障害者福祉施設、防災備蓄倉庫を用途とする施設を新築する工事です。６ページ以降に案内図、配置図、平面図、立面図をお示ししております。

続きまして、13ページをお開きください。議案審査(4)第108号議案、(仮称)小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築機械設備工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は14ページ、入札状況調書に記載のとおりです。

13ページにお戻りいただきまして、契約金額は18億4,360万円。契約の相手方は大成温・塩谷建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一氏です。

支出科目は令和7年度一般会計、令和8年度、令和9年度債務負担行為。

工期は令和9年12月28日です。

15ページ、16ページ、工事の概要書をご覧ください。本工事は施設の新築に伴いまして、空調設備、給排水、衛生設備等の機械設備工事を行うものです。

続きまして、17ページをご覧ください。議案審査(5)第109議案、(仮称)小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築電気設備工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札経過は18ページの入札状況調書に記載のとおりです。

17ページへお戻りいただきまして、契約金額は26億4,000万円。契約の相手方は三英・鶴田・中尾建設共同企業体、代表者、三英電業株式会社代表取締役、大場雄介氏です。

支出科目は令和7年度一般会計、令和8年度、令和9年度債務負担行為。

工期は令和9年12月28日です。

19ページ、20ページ、工事の概要書をご覧ください。本工事は施設の新築に伴い、受変電設備、太陽光発電設備等の電気設備工事を行うものです。

○石田(秀)委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

まず、今回の小山台住宅跡地高齢者福祉施設ですが、今この段階でもう100億円、設備工事を含めますとそれだけの金額、かなり高額だと思うのですが、1点はまず福祉施設等の新築工事ですが、これだけの規模の金額の工事の割には、落札者1グループ、辞退が1グループ、まさに区民から見れば1共同体だけが入札に参加して、そこでもう決まっているというような意味合いに取られますよね。これだけの額のものをやるならば、やはり2者、3者、やはり区としても努力して入札団体を集めるべきだと私は思うのですが、その辺について聞かせてください。

それと、これは工期が令和9年12月28日ということです。新築工事をやって、躯体工事をまず始めて、それから電気・機械設備工事のほうに入っていくわけですが、これは今一緒に我々に議案として提出されているのですが、躯体工事ですら少なくとも8か月から1年ほどかかると私は思うのです。その後電気工事、設備工事に入ると思うのですが、なぜこれを議案として一緒に今回やらなくてはいけないのでしょうか。このままだと、例えばインフレスライド、何も工事をしなくても、物価が上がりました、人件費が上がりましたということで、そのままどんどん工事何も何もしないのに、またここで金額の改定というのが行われてしまうのではないのでしょうか。その辺についてお聞かせください。

○佐藤経理課長

2点、ご質問をいただきました。

1点目は建築の分野だと思いますけれども、2者応募があつて1者辞退しているという状態についてですけれども、区としては、入札にあたっては競争性というところを担保したいと考えておりまして、

そういう意味で発注はしておりますけれども、現在状況としましては、民間の建築需要が非常に高まっているというところで、他区においても、こうした議会にかけろべき案件についても不調になっているという状況でございます。そうしたところに対して、区としましては発注にあたっては、積算にあたって最新の単価ですとか人件費の基準ですとか、そういったもので予定価格を計上するなどしまして、不調にならないような形で対策は取っております。

結果としまして、今回2者応募があった上で、応札していただいたのは1者という形になっておりますけれども、こちらについては結果というところでありますので、区としては特に問題ないと考えております。ただ、応募しやすい入札条件というところは、引き続き検討しつつ対応していきたいと考えております。

またもう一点、建築の工事と設備の工事を同時に入札にかけているというところではありますが、委員ご懸念のいわゆるインフレスライドで工事費がどうこうするというところですが、インフレスライドにつきましてはその時点で残っている工事部分について、そのときの工事単価に基づいてその差額を請求していただいて協議をするという形になりますので、どの時点でやっても残った部分でありますので、例えば設備工事を少し遅らせて発注したとしても、その部分はあまり変わらないのかなとは考えております。

○須貝委員

例えば機械設備工事、それから電気工事もそうですが、場合によって物価が下がって安くなるならば、私はそれはそれで新たにその場面で入札するというのが筋のような気がするのですが、最初からばんと額を決めて動いていくというのは何か不思議なような気もするのですが、大概の工事の場合に、例えば品川区でも電気工事、それから機械設備工事費はまた別に議案として提出されたように思うのですが、その点についてもう一回だけ教えてください。

そして、今経理課長が説明された、一応入札には参加していただいておりますけれどもという話ですが、一応規約としても2者以上やはり入札をするような仕組みを品川区も取っているわけですから、そのように紛らわしい、いや辞退したから2者は2者で入札はしているのだという考え方は、ちょっと区民に納得されないのではないかと思いますので、それについてもう一回だけ教えてください。

そして、この100億円という額なのですが、私はかなり高いと思うのですが、これは国や東京都からの補助金というのはいくらか出てくるのですか。それとも全額区の負担なのでしょうか。教えてください。

○佐藤経理課長

最初の2点について、私のほうからお答えします。

1つは設備工事の発注時期のところですが、確かに委員おっしゃるとおり、この物価が下がったり人件費が下がるという状況であれば、一定発注時期をずらすというところも一つあるかと思いますが、現在経済状況ですとか市場の動きを見ますと、例えば国が定めます設計労務単価につきましては13年連続で増加をしているという状況もありまして、なかなか下がる状況にはないと思います。かつ、発注するときも、設備と建築工事、事業者が最初から決まっているほうが、区としても調整なりのしやすさということもあろうかと思っておりますので、今回については同時発注という形になっております。

また2点目ですが、入札について応募が2者だったけれどもというところで、結果的には1者の入札になったというところなんです。手続の順番といたしましては、最初に入札に参加するというところで手を上げていただいて、その時点で、今回の案件でいけば2者以上必要です。それ以下であれば入札に関しては不調になるという仕組みで発注しております。その後で、参加を申し込んでいただいた方々に

設計図書ということで細かい設計図等をお渡しして、それに基づいて事業者としては経費を積算するということです。その中で応札するかどうかというのは事業者の判断になりますので、そのところはそれぞれの事業者の判断、その前の参加できる条件で発注しているかどうかというところは区の責任でございますので、そこは担保していきたいと考えております。

○東野福祉計画課長

委員のほうからご質問がありました補助金なのですが、東京都の補助金のほうが入る予定となっております。詳しい資料が今手元にはないのですが、一定程度の補助金が入ってくるということです。

○西本委員

100億円ですね。非常に高額だと驚いてはいますが、ただ一つの建物、学校にしろある程度の大きさになってくると100億円は超えてしまう現状なのだろうとも思いますが、なかなか予測は難しいと思いますけれども、多分これからどのような動向になってくるのかということはある程度見通した形でやっていかなくてはいけないと思うのです。

確かに先ほどの答弁の中では、下がるという見立てはできないということ、そうだと私も思います。しかし、ある程度高くなっていく、ますますインフレになってくるということはある程度見通していかないと、これは債務負担行為でやっていくのだから、当然返済というのもあるわけであって、そこがどのように変わってくるのかというのを、これから財政も含めて全体を見たときに本当に大丈夫ですか。その辺が少し不安になってしまうのです。その辺はどのようにシミュレーションしているのか教えてください。

○佐藤経理課長

今後の物価の上昇に伴うインフレスライドのお話かと思います。こちらに関しては委員もご指摘ありましたけれども、なかなか見通すことが難しいというところではありますけれども、ただ先ほども申し上げたように、設計労務単価は13年連続で伸びているというところですので、この工事期間の間にどのくらい伸びるかというのはなかなか難しいところではありますけれども、ただ制度に沿って、インフレスライドという形で契約変更が必要だろうと考えております。

また、債務負担行為を組んで複数年の契約をしているわけなのですが、これを越える場合は補正予算なり、タイミングによっては年度の当初予算になるかも分かりませんが、そういった形で予算の担保をした上で契約変更をしていくということになるかと思います。

○西本委員

シミュレーションをどう考えていますか。シミュレーションをしているのですかと聞いているのです。ある程度このぐらいになったらこういう手当をするとかいうのをある程度見通しをつけていかなくてはいいけない。現状を見てインフレスライド条項が適用されるという状況ならば、当然それは法にのっとった形で上げていかなければならないというふうになります。でも、これだけ高額なお金を使うわけだから、そうしたらある程度の見立てみたいなのをして、こうなったらこう、こうなったらこうというふうに考えていかないと、結局補正予算で決めると言ってもお金は限られているのです。歳入というところに関して見れば変わらないというか、令和7年度は歳入を高く見積もって予算を立てていますがけれども、これだけの建物、工事費が軒並み上がっているという状況になると、やはり全体のシミュレーションが必要になってくるのではないかと思いますのですけれども、それはどう考えているのですか。教えてください。

○佐藤経理課長

どういう手順を考えているかというところだと思いますけれども、答弁的には繰返しになるかもしれませんが、一定額を予算編成の中で見越して、ご提案して認めていただいておりますけれども、その範囲内で予定価格を立てて入札に移行しているということです。その中で、複数年度にわたる工事ですので、債務負担行為を組んでおります。この中には、一定程度発注までの期間がありますので、その間の上昇率ですとかそういった部分は見ておりますけれども、その後の複数年にわたりますので、その年度をまたぐところでの物価の上昇までは見ていないという形になりますので、その範囲を超えた時点でインフレスライドが適用されるのであれば、その前提として予算を再度編成するという形になるかと思います。

その段取りについては以上のとおりですけれども、なかなかその金額について見越すのは難しいとは思いますが、ただ、今後も施設の老朽化等に伴いまして必要な経費というところは、施設の総合計画等も立てているところですので、そういったところで区としては把握しているということだと思います。

○西本委員

今回の件と外れてしまうかもしれませんが、工事をすると、負担を年度ごとにどのぐらい返していくかという形で始まると思うのです。けれどもこの建物だけではなくて、既存のものもありますね。継続しているものとかも当然あるわけで、庁舎の建て替えなども入ってくるわけだから、そうすると、償還という形で計画的にやっていかなくてはいけなくなってくる。

そうなったときに、じゃあ、こういう新しい100億円レベルの建物をこれからどんどん建てていいのかと。返済ができなくなるということはないとは思いますが、しかしその分一般財源とかからやはりそれを流用するというような状況も当然出てくる。そうなってくると、今までやっていた行政サービスができなくなってしまう。ましてやほかの老朽化している建物なども、やらなくてはいけないのだけれどもやれなくなってくる。修繕をしなくてはいけないところも修繕できなくなってしまうというようなことになりはしませんか。

だからそういう意味でシミュレーションと言ったのは、全体を見て、この100億円という金額が果たして可能なことなのか。計画的にこれをやると言っても、債務負担行為という形でやっていくけれども、それで行くのかどうか。もしも返せなくなったりした場合、何か起きたときにどういう対応をしていくのかというお考えは多分あると思うので、その見通しを教えてくださいたいと思います。

○加島財政課長

まず、財政シミュレーションにつきましては、全体の見通しというところご提案を受けて、現在も調査研究中です。ただ、こういったハード整備は、委員からもご指摘ございましたように、既存施設の老朽化というのは大きな課題ですので、今年度決算書でお示ししたとおり、公共施設整備基金、それから学校改築、大規模改修を見据えた義務教育のほうの基金に重点的に積立を行っているところです。

今回小山台住宅跡地高齢者福祉施設等につきましても、ちょっと手元に資料はないのですが、公共施設整備基金のほうから一定の金額を入れております。新規の施設につきましては、それは財政課の立場から言えば、基金があつてお金を必要なところに回す、健全財政が維持できるということが重要ですが、こういった高齢者が今後多くなってくる高齢化社会を迎えていくにあたって、施設の整備というのも一定のニーズとして捉えていかなければいけません。それはやはり財政課としては、今回は基金を投入して、この小山台住宅跡地高齢者福祉施設等の施設整備が必要だと認めたところです。

小山台住宅跡地高齢者福祉施設等につきましては、今回起債はしておりませんので、償還が滞るということにはならないということです。

○石田（ち）委員

今、ここに出ている数字というか契約の数字を足し合わせると約１００億円になってくると思うのです。けれども、この総事業費としては、駐輪場とか駐車場とか周りのツールとかそういうのも合わせていくと、この施設の総事業費というのはどれくらいになるのか、分かれば伺いたいと思います。

○長尾施設整備課長

今ご質問いただいた駐車場・駐輪場といった外構に当たる部分だと思いますが、こちらの整備については、その建築工事の契約の中に含まれておりますので、それも含めての金額となっております。

○石田（ち）委員

では、ここに出ている契約金額を全部足し合わせた数字が総事業費ということになるのかということと、あと、北棟と中央棟と南棟の３つに分かれていると思うのですけれども、それぞれの建築費というのが分かれば教えていただきたいと思うのですが。

○長尾施設整備課長

まず、総事業費とおっしゃっている部分についてですけれども、これは建物自体、その中に入る設備と敷地の中の外構の整備、こういったものを全てひっくめて今回の工事費、約１００億円というところとなっております。

あと、各棟の整備費で幾らぐらいになるかというところですが、今回３つの建物を一つの契約の中で建ててもらふ契約となっておりますので、ちょっと各棟でそれぞれ幾らになるというところは整理できていないのですけれども、ざっくり感覚的には延べ面積の比率におおむね比例すると捉えていただければと思います。全体で８，４００㎡程度ございますが、北棟がそのうちの１８％程度、中央棟で５８％程度、南棟で２４％程度というような面積の内訳になっておりますので、金額もおおむねそれに比例してくると捉えていただければと思います。

○石田（ち）委員

分かりました。それで、私たちも過去に特養ホームを建てるのに、これだけあれば建てられるということなども主張してきたりしてたのですけれども、資材高騰も含めて、人件費等も含めて大分それと変わってきていると思うのです。なので、今回ここは特養ホームとしてはショートステイも含めると８８名分ということで、これだけの規模のものを建てるときの建築費というのが、今、どれぐらいになっているのかというのをちょっと比較で知りたいと思ったのですけれども、分かりますか。

○長尾施設整備課長

今回建物が３棟ありまして、３棟ともその用途が混在して複合建物となっておりますので、今、委員がおっしゃっていたようなこういう建物を建てる場合にどのぐらいのコストがかかるかという目安を出そうとすると、なかなか難しいと感じております。

○石田（ち）委員

分かりました。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず(3)第１０７号議案、（仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築工事請

負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成でお願いします。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成します。

○石田（秀）委員長

それでは、第107号議案、（仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(4)第108号議案、（仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築機械設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第１０８号議案、（仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築機械設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に(5)第１０９号議案、（仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築電気設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第１０９号議案、（仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築電気設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。福祉計画課長、障害者施設推進課長および防災体制整備担当課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(6) 第110号議案 品川区新総合庁舎整備工事請負契約

(7) 第111号議案 品川区新総合庁舎整備機械設備工事請負契約

(8) 第112号議案 品川区新総合庁舎整備電気設備工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に、予定表(6)、(7)および(8)を一括して議題に供します。

これら3議案につきましては、品川区新総合庁舎整備に関連して一括して説明、質疑を行い、その後、先ほどと同様に議案ごとに採決を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括して説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、議案審査(6)から(8)、第110号議案から第112号議案につきまして、一括してご説明いたします。資料は21ページをお開きください。

議案審査(6)第110号議案、品川区新総合庁舎整備工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は22ページ入札状況調書に記載のとおりです。

21ページにお戻りいただきまして、契約金額は425億8,320万円。契約の相手方は、東急・大本・法月・仲岡・加地建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社品川営業所営業所長、小池幸一氏です。

支出科目は令和7年度一般会計、令和8年度から令和11年度債務負担行為。

工期は令和11年6月29日です。

23ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は現施設の老朽化、多様化する行政需要等に対応するため、総合庁舎を新築する工事です。24ページ以降に案内図、配置図、立面図を示しております。

続きまして、26ページをご覧ください。議案審査(7)第111号議案、品川区新総合庁舎整備機械設備工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は27ページの入札状況調書に記載のとおりです。

26ページにお戻りいただきまして、契約金額は149億9,300万円、契約の相手方は大成温・横河・東海管・三橋建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一氏です。

支出科目は令和7年度一般会計、令和8年度から令和11年度債務負担行為。

工期は令和11年6月29日です。

28ページ、工事概要書をご覧ください。本工事は施設の整備に伴い、空気調和設備、換気設備、中央監視自動制御設備等の機械設備工事を行うものです。

続きまして、29ページをご覧ください。議案審査(8)第112号議案、品川区新総合庁舎整備電気設備工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は30ページ、入札状況調書に記載のとおりです。

29ページにお戻りいただきまして、契約金額は110億円。契約の相手方は、雄電・八千代・サンコー・マスミ建設共同企業体、代表者、株式会社雄電社代表取締役、小島兼隆氏です。

支出科目は令和7年度一般会計、令和8年度から令和11年度債務負担行為。

工期は令和11年6月29日です。

31ページ、工事の概要書です。本工事は施設の整備に伴い、受変電設備、発電機設備、幹線動力設備等の電気設備工事を行うものです。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

この工事も先ほど申し上げたように、機械設備はきちんと落札をされているのですが、当初400億円というように見積もりというか区としても考えていて、今だと総額700億円近くの金額が出ています。大変な金額なのですが、ここでちょっとお聞きしたいのは、庁舎の整備請負工事なのですが、ここで入札されたのが、この中に法月建設、そして仲岡建設、加地建設とあります。この建設会社の過去を見ますと、入札を辞退したというようなことが書かれています。ちょうど昨年、今工事にかかっていると思うのですが、源氏前小学校の改築工事が入っていると思うのですが、これも令和11年8月頃の工期で、今回これをまた請けているわけですね。仲岡建設とかが請けているのですが、実際そこらは専門技術者がいないからということで辞退されて、今度こちらの新庁舎のほうは請けている。

それで、法月建設にしても加地建設にしてもそれほど大規模ではないのに、法月建設に関しては源氏前小学校の改築工事を令和11年8月までの工期で請けている。両方をこの規模の会社がやれるような状況には見えないと私は思うのです。常識的に考えれば無理な工事を請け負っているように思うのですが、そういうところは経理課としてもきちんと調べておられるのか。それとも名前だけ入札のところに入っていて、実際は仕事をしないのだというふうにこれだと思われてしまう。そのような感覚でやっているのか。

普通、無理な工事を入札者の中に名前を入れていくというのは不思議な気がするのですが、その辺のご見解をお聞かせください。特に法月建設は令和11年9月まで源氏前小学校の改築工事に今入っています。その辺について、ご見解を聞かせてください。

○佐藤経理課長

委員からのご質問は、JVで今回発注しておりますけれども、その構成の中に入っている事業者がいわゆる受注能力があるかどうかというお話かと思っておりますけれども、区ではこれまでも一定規模以上の工事に関しましては、大きな工事を施工いただくということで、複数社でJVを組んでいただいて応札いただいているという状況であります。その中には、もちろん区内事業者の育成ですとか受注機会の確保ということも目的にしております。今回の発注に関しても、建築でいけば5者JVということで、それぞれ一定の割合で出資いただいて一つのJVを構成いただくというところを要件にしております。

施工能力としましては、これは過去の受注実績ですとかそういったものを考慮しまして、あるいは格付ですね。電子入札のところで審査しまして、一定の格付をしておりますけれども、そこで出ている格付を条件といたしまして発注しているというところなんです。もちろん、それぞれの事業者でほかの案件を取っているというところはあろうかと思えますし、それ自体は特に、普通の一般的なお話かと思えますので、特段問題にはしていないところですので、発注の条件に合っていれば、資格としては問題ないと考えております。

○須貝委員

今回の総合庁舎の整備工事、かつてこれだけの金額を投入するということはなかったと私は思うのです。同じような工期で片一方は請けていて、こちらも請けているのだと。まずその規模も全然違う。

10億円、5億円というようなものではなくて、これだけの420億円、もっと膨らむかと思うのですけれども、これだけの規模のものを品川区としては長期にきっちりやって、工事を完成させてほしい。けれども、どう見ても客観的に見て常識的な範囲で、入札に加入して一緒にJVを組んで工事をやっていくのだと。できるわけないところがこうやって乗っかってやらせていく。それも、いや、過去もやっていますからと。その金額が違うではないですか。工事の内容が全然違うわけですね。例えば100億円の学校改築工事をやったとしてもその4倍。それだけの期間と人員が配置されるわけですから、そういうところを見たら私は非常に違和感を覚えるのですが、もう一度だけ教えてください。

そして、先ほどもちょっと言ってしまいましたけれども、何かJVとして入札者として名前だけ入っていて、仕事はしなくてもいいというような誤解を区民にされると思うのです。だって両方できるわけがないです。自分で会社を経営していたり自分で事業をやっていたら、これだけの工事は人工もかかる、人手も期間もかかったら、常に待機していなくてはいけないわけですね。その辺はどうなのですか。こういうことがあっていいのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○佐藤経理課長

2点ご質問かと思います。

1点目ですけれども、まず施工能力というところかと思います。委員ご指摘のとおり、この規模の工事発注に関しては区ではなかったというご認識はそのとおりかと思います。これにあたりまして、品川区でも他の自治体の同様の大型の庁舎の発注ですとか、そういったところも参考にいたしまして、発注要件については定めたというところ です。

1つは、今回5者JVというところですが、第1グループと第2グループ、第1グループのほうが出資比率は大きいというところですが、こちらに関しては区内事業者ではなくて、区外の事業者でも参加できるような形にしておきまして、いわゆる大きな工事を受注した実績があるところが第1グループで、いわゆるJVの筆頭というところで主導いただくということを想定いたしまして、発注しているということです。

2点目の区内の事業者が対応できるかどうかというところですが、こちらはJVの中で役割分担ではないですが、筆頭に関しては今回でいきますと出資比率で6割というところで、順次少なくなっていくというところ です。したがって、区内事業者についてはその出資割合に応じて、技術者ですとか実際の工事ですとか、そちらを分担していくということですので、そのJVの中で役割分担ができていくということで認識しております。

○須貝委員

先ほども申し上げましたけれども、やはり技術者の配置が困難で辞退しているという事業もやっているわけですね。それにもかかわらず今回は入ってくるというのは、これは区民から見たら、そのときはできないと、まして工期が同じではないか。同じ工期なのに、こちらはやって向こうは辞退する。それも、技術者の配置が困難だと明確に書かれているわけですね。それはなかなか区民にとっても理解しがたいと私は思うのですが、やはりきちんと品川区としてもそこら辺は確認して、きちんと工事が完成できるように、そしてあたかも区で無理やり押しつけているような感覚を持たれないように、そして変な疑惑を持たれないように、私はしっかりやってほしいと思います。

○西本委員

今の関連で少しお聞きしたいのですが、先ほどJVの者数というのがあって、ランクづけがあって、その役割ができていくだろうということを言うておりましたけれども、これはJVの者数というのはそ

の案件によって決まるのか、どういう決まりがあるのかということと、その役割分担については、区は知らなくてもいい範疇なのですか。もう発注したら、その5者であれば5者がある程度分かっている、けれども多分出資額が大きいというか、その中で一番お金を使うところが一番有力な仕切り役になるのかなとか予測はできるのですけれども、そういうのは区のほうは情報を持っていないのでしょうか。もう任せ切りで何も関与しないという認識でよろしいでしょうか。

○佐藤経理課長

2点ご質問いただいたかと思います。

1点目のJVを構成する事業者数というところですが、こちらについては委員もご指摘ありましたけれども、案件によってその困難度ですとか規模ですとか、そういったものを勘案して、発注時に決めているというところでございます。

もう一点、JVの中の役割分担ですが、JVに関しては構成する会社全てにおいて協定を一括で結んでいまして、その協定書を区のほうには提出いただいて、出資割合に応じて工事の責任を持っていただいているというところです。

○西本委員

発注するときに何者と決めているということなのですから、何か今おかしいなと思ったのです。だって極端な話、1者でできれば1者でいいわけではないですか。何で5者に必要があるのかなと。3社でもいいですよ。結局区のほうが5者という決まりだったら、自分のところでできるのに5者決めなくてはいけなくなるわけでしょう。ほかに分け前ではないのですけれども、役割分担だと言って協定を組んで、ここからここはあなたねみたいな。けれども、本来は1者で自分のところで全部できてしまう。

仮に1者でやれるのだったら、そのほうが、まとめてやれるのだったら安く上がりませんか。須貝委員が指摘したような状況だと思いますよね。それは疑いをかけられてもしようがないのではないかなと聞いていて思ったのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○佐藤経理課長

まずJVの考え方ですが、先ほども少し触れましたけれども、区では大型の一定規模の大きい工事に関しては、区内事業者の受注機会の確保ですとか育成ですとか、そういった観点からJVを組んでいただいて、受注いただくということを定めております。委員おっしゃるとおり、1者ができればいいではないかというところで行くと、区内にないような大型のゼネコンが、大きい工事については受注するという形になろうかと思いますけれども、そうであると、先ほど申し上げたJVをそもそも区のほうで採用していた区内事業者の受注機会の確保は図られないということになろうかと思いますので、こちらについては、区としましてはそういった意味でJVを採用しているということでご認識いただければと思います。

○西本委員

では、それぞれの事業所の方をよく見かけます。この一覧に出てくる事業者、いつも出てきますよね。その事業所が、今まで具体的に資本金が上がったりとか拡大したとか、そういうことがあるのですか。その趣旨は分かります。区内の業者、事業所の方々を育てたい、育ってほしいというのは分かります。その成果は上がっているのですか。成果が上がっているのだったら継続というのはあると思いますけれども、でもこれだけお金がかかっているのだったら、少しでも安く上げるというのは当然だと思うのですけれども、これはお金がかかるわけです。これは税金ですから。補助金があって、それは税金なのです。

そうしたら安く上げようと、あと効率を上げようという状況になったら、1者でできるものは1者でお願いしてもというのが必要。初めから何者などと決めたら、無理矢理その5者は5者で募るのではないのですか。

そうすると、談合とは言いませんけれども、では今回はあなた、今回あなたというふうになるのは当たり前ではないですか。やっているとは言いませんが、そういう疑いをかけられても仕方がない、そう見られるような状況になっていませんかということはいかがですか。

○佐藤経理課長

繰り返しになりますけれども、JVを区として採用しているのは、区内の事業者の受注機会の確保ですとか育成を目的にしています。それがどのぐらい寄与しているのかというところは、なかなか数字としては難しいところではありますけれども、例えば区の発注しているところで、金額ベースでいきますと6割から8割少しぐらいは区内の事業者が受注しているという形ですので、全体の事業の中でそれだけ区内の事業者が請けているということで、いわゆる育成ですとか受注機会の確保が図られてということになるかと思います。

1者のほうがいいではないかというところは、そこは選択だと思いますので、地方自治体の契約に関して、地域要件といいますけれども、地元の事業者を優先する、あるいは発注機会を確保するということは他の自治体でも多くとられているところですので、そちらに関しては、区としては区内事業者の受注機会の確保に重点を置いているということでご認識いただければと思っております。

○西本委員

ずっと同じことをやっているわけです。そうすると育成だと分かりますよ。ずっと育成だと聞いていました。確かに大きくなっているところもあるでしょう。しかし、今の経済状況を見たり、それから効率化を含めたときに、やはりいろいろ地方が考えるべき時期に来ているのではないかと思うのです。

これはずっとやっているので、あたかも何か発注があると、では今回は品川区のこの手のことをやっていただける大きな会社というのは決まっていますから、そうすると、では今回のJVは作務的にこことここということだってあり得ないことではないですよ。

例えば5者と言ったときに、もしかしたらかぶっている可能性だってあるではないですか。かぶる可能性。それはそこで相談しながらやっているのだろーと思いますけれども、それは出てこないから相談しているのでしょうね。でもそうすると、下手すると本当に談合に近いような状況になっていやしませんかという話です。そうあるとは言っていない。その疑いがかけられるようなことになっていませんかということです。

なので、なかなかこれだけの規模の例は今後出てこないと思いますけれども、やはりこの工事に関してのこの入札とかいう場合には、もう少し方法を考えていかないと、透明性にすごく欠ける状況が散見されると思いますので、少し工夫されたほうがいいのではないかと、これは意見として言わせていただきたいと思います。

もう一つ、資金繰りをもう少し教えてください。この3つを合わせると686億円なのです。この資金繰りというのはどのようにするのですか。予算特別委員会でもいろいろと聞いてはいるのですけれども、なかなかよく分からないのです。どういう資金繰りをしていくのかというのを、もう一回教えてくださいたいと思います。

○石田（秀）委員長

答えてもらうけれども、西本委員、これは契約の案件なので、それは答えがあつて、また質疑が行っ

たり来たりはやめてもらいたいと思います。

○西本委員

分かりました。ちょっと分からなかったので

○久保田経営企画部長

最初の西本議員の談合云々の話が出ていましたけれども、あたかも何か談合を誘導するようなやり方を品川区がやっているとか、区内の企業が談合しているのではないかというようなことで先入観を持ってお答えされているので、そういうことは一切ないということを、この場で否定をさせていただきたいと思っています。

〔「あるとは言っていない」と呼ぶ声あり〕

○久保田経営企画部長

我々のほうとしましては、地方自治法の趣旨に基づきまして競争入札の枠組みの中で、裁量の中で地元企業の優先発注でやっておりまして、その効果としましては、地域経済の活性化や技術力の向上、また災害時の即応体制や雇用の維持・創出といった観点から、こういった区内企業の優先発注というものをやっておりますので、それ以外にもきちんと競争入札という制度の中でも我々契約をやっておりますので、その点につきましてはご理解いただければと思っております。

○石田（秀）委員長

話がだんだんおかしくなってきたけれども、ではもう最後です。

○西本委員

これは議事録に載ってしまうので、反論させてください。

あたかも談合があるようなというようなことを断言しているなどと言っていますけれども、私はそういう疑いをかけられますよ、だから注意してくださいと言っているだけなので、その答弁というのは私は心外だと思っています。そこだけは言わせていただきたいと思います。これはここで終わります。

資金繰りをお答えいただければ。

○石田（秀）委員長

それは答弁だけ受けます。

○加島財政課長

今回の契約議案3つ、議案を全て足しますと約685億円になるかと思います。そのうち、新庁舎の本体工事費が約654億円。そのうちの都市計画施設工事費が約31億円という形になります。新庁舎本体工事費の約654億円につきましては、国・都の負担金を除きますと、区の負担額が約536億円となります。このうちの75%程度を起債いたしますので、起債額が約396億円となります。残りにつきましては、差引き140億円につきましては、庁舎整備基金のほうから繰入れをいたします。都市計画施設工事費のほうにつきましては、こちらは現在東京都のほうと都市計画交付金について相談中です。

○石田（ち）委員

この庁舎の建設ということで、庁舎整備工事費ということなのですが、今これを3つ足し合わせると685億円になってくると思うのですが、当初400億円と言っていたのが560億円に上がり、それがこの間の2月の行財政改革特別委員会では706億円になるというふうなお話だったと思うのですが、その706億円からすると、この685億円だと低いのですけれども、この今回の契約の合計の中には、その都市計画関係の広場とか道路とか、そういうところは入っていないということなのか、この706億円と685億円の算定を伺いたいと思います。

○小林新庁舎建設担当課長

ご質問の706億円と今回の契約金額の合計の差の部分でございますが、今回予算を要求したときについての金額自体は約706億円ということでございます。その後、引き続き実施設計のほう、あるいは積算のほうを進めていく中で、さらなる削減等ができないかどうかも含めて検討してきたところでございます。当然今後の物価上昇、要は予算を取った後の物価上昇等の懸念もあることから、さらなる削減のほうを検討した結果、約706億円までは使わずに発注ができたというところでございます。

委員ご案内の都市計画関連施設がこの中に入っているかというご質問につきましては、この中に含まれている金額としてご認識いただければと思います。

○石田（ち）委員

分かりました。では、その約685億円、これが新庁舎建設総事業費ということで良いのか伺いたいと思います。

○小林新庁舎建設担当課長

総事業費という定義をどこにするかということはあるかと思いますが、要は建物を造るにあたっての事業費は確かにこの金額でございます。例えばこういう机であつたりとか椅子であつたりとか、あるいはその他もろもろいわゆる後から買うものにつきましては、これは別途扱いになりますので、建物を造る費用としてその金額とご認識いただければと思います。

○山本委員

私からも、その契約の支払いや資金調達のところについて伺います。

先ほど西本委員からの質問でも全体像のところはご答弁いただいたのですが、今年度第1回の支払いを予定されていると思うのですが、支払いの予定額や時期、それから支払いの原資となる支払い調達、今回の分に対してどうされるかというところ、その調達の準備の状況について教えていただきたいと思います。

それから、金利負担が発生してくると思うのですが、その現状の転嫁などが確認されていれば、詳しく教えてください。

○小林新庁舎建設担当課長

私のほうから、前段の部分についてご質問に回答いたします。

まず支払いの金額でございますが、今年度につきましては、いわゆる契約金額の前払金充当額となりますので、契約金額に対しまして10%の支払いをする形となります。その支払いの時期でございますが、契約後、施工者、契約者からの要求に基づいて行われますので、通常でありますと、契約すると大体速やかに皆さん出されることが通例かなと思ってございます。

その資金の原資でございますが、先ほど財政課長からお話ありましたように基金と起債、合わせて今回そのお金を充てるということになってございますので、その比率に応じて今回お支払いという形になるかと思えます。

○加島財政課長

令和7年度の調達予定ですが、今年度は65億4,000万円、大体全体工事費の10%をお支払いすることになりますので、そのうち区の負担額、国との負担金を除きますと約53億円となります。そのうち特別区債で40億円、それから基金の繰入金といたしまして13億円を予定しているところでございます。

金利につきましては、現在特別のルールに基づきみずほ銀行のほうと協議を行っておりまして、ただ

具体的な金利については、借入れ時に決定してまいるものでございます。

○山本委員

４０億円今年度起債されるということで理解いたしました。

あと期間ですね。借入期間が５年の満期一括でということでお聞きしているのですけれども、それに変更がないかということの改めての確認と、あと、返済原資を確保するというで、毎年一定額を減債基金に積み立てるということだったと思うのですけれども、その辺りまた改めて確認させてください。

○加島財政課長

令和７年度の調達につきましては、当初予算でお示したとおり、５年満期一括償還を考えております。一定額を減債基金に積み立てるところですが、令和６年度まで庁舎整備基金のほうに３０億円を積み立ててまいりましたが、そちらを減債基金のほうにスイッチいたしまして、今後まだお認めいただいていない予算がありますけれども、令和８年度以降もそうやって積み立てていくことによって、元金を返済しつつ借換えを行っていくという予定でございます。

○山本委員

その返済のところなのですけれども、これまでの予算特別委員会の総括質疑のときの回答も含めてですが、区が検討できる銀行引受債では、特別区の仕組みを作りながら使うのがいいということで、満期一括しかできないということもあり、５年ごとの償還を考えていると理解しているのですけれども、一方でこの定期償還のために資金を減債基金で積み立てていると、その資金の部分にも借りている分としては、余計な金利負担がかかっている状況になりますので、これは削減可能な金利負担ではないかと考えるのですけれども、区としてのご見解はいかがでしょうかということをお聞きしたいというところになります。

それから、来年度以降も工事代金の支払いと資金調達が進むと。今年度は全体の１０％、来年度以降は９０％ということで、まだまだ大きな金額の調達が残っておりますので、仕組みの変更ができないかを金融機関に働きかけたり、他の調達手法を研究するなど、最適な調達手法への検討・研究をお願いしたいと思っております。

それから、ほかの委員の方からも既にご要望ございましたけれども、財源の長期的な展望についてになります。本件の新庁舎整備に加えて、老朽化した区有施設や学校の改築がありまして、このインフラ整備の更新で建設費の高騰、以前に比べて区の財政に対する不確実性は大きく高まっていると感じております。これまでも申し上げてきたとおりです。

今後、この新庁舎整備に関わる有利子負債が２５年にわたって発生するので、やはり健全な財政を維持し持続可能で将来世代に大きな負担を残さないために、２０年、３０年先を見据えた財務の中長期計画のシミュレーションをすることが重要だと考えています。これまでも申し上げてきたとおりです。現在、調査・研究していただいているということで、ぜひ進めていただきたいと思っております。

そのシミュレーションには、やはり金利と設備投資の工事単価と、やはり変数としてベースシナリオやリスクシナリオといったところで、幾つかシナリオを設けて検討していくことが良いかと考えておりますが、今その調査・研究している中ではどのような考えで進めていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○加島財政課長

長期財政シミュレーションにつきましては、現在他自治体の考え方など調査研究を行っております。委員から予算特別委員会でご提案いただいておりますが、まずはベースシナリオを整えることが何より

だと思っておりますので、その後、リスクシナリオをどう組んでいくかというのは、そのときの社会・経済情勢に合わせて考えていく必要があると考えております。

それから、予算特別委員会で新たにご提案いただきました定期償還のところなのですが、ご意見を受けまして、こちらのほうでも比較・検討というのを改めて行ってみました。まずパターン１といたしまして、令和７年度当初予算でお示しした全ての起債を５年満期一括償還で行う。パターン２につきましては、令和７年度から令和１１年度までの起債は、インフレスライドの発生ですとかを見据えまして、そこは５年満期一括償還で起債いたしますが、令和１２年度以降の借換えについては定期償還で行っていくパターンです。それから３つ目のパターンといたしましては、こちら令和７年度分の借入れにつきましては５年満期一括償還方式で起債いたしますが、令和８年度以降、当初予算からの借入れにつきましては定期償還方式とすると考えた場合、全ての起債を５年満期一括償還方式でやったときと、令和１１年度から定期償還に切り換えたときでは、利子の総額というのが、令和１１年度から切り換えたときのほうが約５．５億円多く、それから全て満期一括償還のときと、令和８年度以降定期償還としたときでは、利子の総額というのが約１０．７億円多かったため、現時点では定期償還方式の選択というのは考えていないです。

そのからくりといいますか計算の返していくお金のところなのですが、減債基金のほうに２５億円ずつ積み立ててまいります。そこから定期償還で元金を返済するよりも早いペースで、減債基金から返済を行ってまいりますので、結果的には満期一括償還のほうが利子総額は安いということになっております。

○石田（秀）委員長

ちょっと待って。今、これは契約の案件をやっているんで、全然話がずれていくから、さっき西本委員にも同じことを言ったので、それを繰り返してやっていただくのはもう答弁でここで終わりにして、違うところでやっていただければいいので。

○山本委員

分かりました。かしこまりました。そうですね。

○石田（秀）委員長

ここでやる話ではないので。

○山本委員

最後コメントだけ残して。

○石田（秀）委員長

もういいです。ほかでやってください。さっき西本委員に言ったので。

○須貝委員

１点だけ。ＪＲの建物の建設中に区の敷地を貸して、向こうは建設資材等を置いて、品川区で便宜を図ったと思うのですが、これ、品川区はこれから建てるにあたって、資材等をやはり準備するにあたってかなりの敷地を用意する必要があると思うのですが、そういう便宜に対して品川区も受けられるのか、その辺はどうかのですか。区がこれだけしっかりＪＲ建設中に便宜を図ったのだから、逆に品川区がやるときには便宜をいただくというのが一般常識だと私は思うのですが、それだけ教えてください。

○泉広町事業調整担当課長

今いただきましたＪＲの敷地の件でございますけれども、今ほどＪＲのほうに便宜を図ってというお話ありましたけれども、今、ＪＲのほうがあそこの新庁舎敷地に資機材を置いておりましたのは、土地

区画整理法上の使用収益が開始されてないところでのお話になってございますので、区の立場といたしましては、ＪＲのほうに便宜を図ったということではないというところで、そこは一点ご理解いただきたいというところが１点と、もう一つ、今、委員からご指摘ございましたように、新庁舎の工事のためには一定程度資機材の置場なども必要になってまいりますので、そこについては今ＪＲのほうと協議を進めてございまして、従前ＪＲの敷地であったところの一部を使用できないかというようなところで、現在協議を進めているところでございます。今のところ使わせていただくような方向性を持って、今、協議をさせていただいているということでございます。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず(6)第１１０号議案、品川区新総合庁舎整備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

共産党はこの庁舎建て替えについて、そもそものところから、広町の再開発と切り離して庁舎は庁舎として、まだ十数年もつのだから、ゆっくり住民参加と情報公開で進めるべきだと求め続けてきましたけれども、結局この開発優先に庁舎の建て替えも一緒に進められてきたと。そして情報公開の面でも、庁舎の在り方等を相当の検討費をかけて検討した中身も、日建設計とＪＲと品川区に３者だけで開かれたその検討報告の９９％が黒塗りで非公開でした。そして、品川区の区有施設があった場所とＪＲの敷地を等価交換した。そこにこの区役所新庁舎が建つということにもなりましたが、その等価交換の中身も、私たちは質問してきましたけれども、明らかにされませんでした。

そしてさらに現庁舎跡地と合わせた、超高層ではなく低層の誰もが安心して使える、そして防災的にも拠点となる庁舎の建設を求め続けてまいりましたが、結局超高層、６０ｍを超えるという超高層になりました。ですので、そうした面から反対をし続けてまいりましたので、今回も賛成をすることはできない。反対といたします。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

一言だけ。新庁舎は品川区のシンボルとなる建物です。区民からやはり祝福されるべき建物になると思います。区民から疑いを持たれるようなことがないように、そしてほかに遠慮しないでやはり正々堂々と主張すべきことは主張して、ＪＲに対しても主張して、立派な建物を建てていただきたいと思います。賛成します。

○西本委員

賛成いたしますが、お願いは、やはりこの透明性のある内容であってほしいということと、それから

今後いろいろと経済状況も変わってくるし、いろいろな状況を考えると、やり方もJVの在り方も含めて見直しを図っていくというのが必要なことではないかなとも思いますので、ぜひご検討願いたいというお願いをして、賛成いたします。

○石田（秀）委員長

それでは、第110号議案、品川区新総合庁舎整備工事請負契約について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、(7)第111号議案、品川区新総合庁舎整備機械設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

先ほどと同様の理由で反対です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成します。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第111号議案、品川区新総合庁舎整備機械設備工事請負契約について、採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、(8)第112号議案、品川区新総合庁舎整備電気設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

先ほどと同じ理由で反対です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成します。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第112号議案、品川区新総合庁舎整備電気設備工事請負契約について採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(1) 第102号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(1)第102号議案、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○宮尾人事課長

それでは私から、第102号議案、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。資料をご覧ください。

1番、概要でございます。地方公務員法の改正に伴いまして、職員が配偶者同行休業を取得する際の代替職員を確保するための手段といたしまして、職員の任期付採用または臨時的任用を行うことができるようにするというものでございます。なお、配偶者同行休業とは、職員の配偶者が外国で勤務することになった場合などに、3年を超えない範囲で当該職員が休業することができるという制度でございます。なお、休業中は無給となります。

2番、改正内容でございます。（1）配偶者同行休業を取得する職員の代替職員の採用方法に関する規定を追加するというものでございます。休業の申請期間におきまして、職員の配置替えやその他の方法によって当該申請の業務を処理することが困難であると認めるとき、任期付採用または臨時的任用のいずれかを行うことができる旨の規定を追加いたします。

①の任期付採用につきましては、申請期間を任期の限度とし、②の臨時的任用につきましては、申請期間を任期の限度といたしますが、1年を超える任用はできないとするものでございます。

（2）任期付採用職員の任期の更新および更新についての本人の同意について定めるというものでございます。1点目は、任期付採用職員の任期が申請期間に満たない場合には、申請期間の範囲内におきまして、その任期を更新することができるとするものでございます。2点目は、任期付採用職員の任期を更新する場合には、当該任期付採用職員の同意を得なければならないとするものでございます。

3、施行日ですが、こちらは公布の日でございます。

4、その他でございます。本条例の改正に伴いまして、附則において、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に関する休暇の取得対象者に、本条例改正による臨時的任用職員を追加いたします。なお、次ページ以降に新旧対照表を添付してございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

今回の改正としては、配偶者同行休業取得者の代替職員の採用方法に関するということなのですが、その配偶者同行休業取得者というのが現在いらっしゃるのか、どれぐらいいるのか、分ければ教えてください。

○宮尾人事課長

配偶者同行休業でございますけれども、実際の取得者でございますが若干名、数名おります。過去3年間、令和4年度、5年度、6年度の3か年度合計で5名の取得実績がございました。

○石田（ち）委員

3年間で5名ということで若干名ということで、そのように配偶者の同行休業を取得された方の代替職員というのが、この間は採用できなかったものを、できるようにするというようなのでしょうか、伺います。

○宮尾人事課長

先ほど申し上げました3か年度で5名というところでございますけれども、この5名に対しては、全て職員の配置替えによって代替の職員を手当いたしました。今回はその職員の配置替えによるという選択肢に加えて、臨時的任用や任期付の職員も採用できるようにする、選択肢を増やすという条例改正でございます。

○松本委員

配偶者同行休業制度で、これまでは結構配置替えで、場合によっては急に決まってしまったので大変なことになったというところを、手当てできるようになったのは良いと思うのですが、これはよく海外赴任に行かれてそのまま向こうに居続けて、辞めてしまうという配偶者というのが出てくると思うのですが、その場合は、今回新たに任期付採用、臨時的任用という方たちの扱いといいますか、この申請期間がそういう意味ではある意味なくなってしまうというか、辞めてしまったらもうそこで申

請期間自体がなくなると思うのですけれども、その場合の扱いというのは、多分これは考えられるパターンとしては、申請期間の間にもう退職してしまわれる方と、申請期間の終わる直前にもう退職してもう戻ってきませんよというパターンが考えられると思うのですけれども、その場合の今回の臨時の方たちの扱いというのはどうなるのでしょうか。

○宮尾人事課長

まず、こちらがそもそも配偶者同行休業を取得するための条件として、必ず復職をすること、復帰をすることということが条件になってございます。直近の例でいきますと、休業を取っている途中で辞めた、退職をした職員はおりません。ですので、そういった意味では、今回提案をさせていただいている任期付採用あるいは臨時的任用職員の方も、任期はしっかり全ういただけるのではないかと考えております。ただ、そういった事態が発覚する可能性はゼロではないと思いますが、その点は早め早めに情報提供をいただいて、その代替として配置された職員の方に不利益が行かないような手立てを考えたいと思います。

○松本委員

今のお話だと、途中で万が一辞める方がいらっしゃったら、そこで申請期間がなくなってしまうので、一応制度上はそこでこの任期付採用とか臨時的任用の方たちの契約期間が、あくまで申請期間の任期を限度とするとなっているので、もともと海外にいる方が辞められてしまったら、そこでもう任用は終わりと考えるべきなのでしょうか。

○宮尾人事課長

確かに配偶者同行休業のための臨時的任用、それから任期付採用というところの任用は一旦終わるかもしれませんが、職員が欠員であるという状態に変わりはありませんので、その点はちょっと繰り返してしまいましたが、そのご本人に不利益が被らないように、どのようなことができるかというのはそのときにしっかり対応したいと考えております。

○西本委員

5人該当者がいるということで、例えば配置替えと言っておられたと思うのです。配置替えというのはどういう意味なののでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○宮尾人事課長

配置替えという言葉ですけれども、基本的に大体この休業を取られる職員というのは、4月1日に取得されるケースが圧倒的に多くなってございます。その場合は、通常定期の人事異動の中で、そこに新たに1人職員を異動によって配置をするというような形が考えられます。もし年度途中にこういった職員が出た場合には、それこそ文字通り配置替えで、どこかからどこかへ職員を年度途中の異動によって補充をするというような対策を取らせていただいております。

○西本委員

そうすると、配置替えということになるわけで、そうすると継続したい、その職場に復帰ということが条件だと思うのです。だからこういう同じ仕事の部署に復活したいというのはできないということになるのですか。

○宮尾人事課長

制度上できないというものではございません。当然、復帰をするときに、その職員の所属長との話し合い・ヒアリング、それからその所属長と私どものヒアリングの中で、戻るという選択肢も当然ございますので。逆に、復帰と同時に異動をしたいという希望もいただく場合もありますので、その場合は本人

のキャリアをどう考えるかというところで、総合的に考えるようになると思います。

○西本委員

やはりまったく違うところに配置替えされてしまうと不安だと思うのです。そこは丁寧にさせていただけるというお話なので、本人のご意向を聞いてという形で、ぜひ丁寧に対応していただきたいと思います。

あと、改定内容の中に、②の臨時的任用の中に、1年を超える任用はできないという、1年を超えてという場合はこの任期付採用となる、これはもう事前に何年とか何か月となったときに、もう既に任期付採用なのか臨時的任用なのかということでの対応が決められるという認識でよろしいでしょうか。

○宮尾人事課長

ただいまの質問、委員のお見込みのとおりでございます。職員から申出のあるタイミング、いつからその配偶者同行休業を取得したいという意向なのか、どのぐらいの期間取りたいという意向なのか、それによって、欠員期間が1年を超えないということであれば、臨時的任用職員をベースに考えさせていただいている。1年を超えとなりますと、任期付職員をベースに考えさせていただくと、このような考え方でございます。

○山本委員

この条例は、働く職員の方々の選択肢が増えるというところで、良いと思っております。今回その改正によって、この任期付採用ですとか臨時的任用ができることになるのですけれども、実際その募集をかけたときに応募してもらえるのかとか、要は最近結構働き手の方々が不足しているという話を聞きますので、そういった応募がなされるような状況なのかどうかというのを、現状とか見通しとかを教えていただければと思います。

○宮尾人事課長

確かに今委員おっしゃられたとおり、職員の採用・確保というのは厳しくなっているというのを感じているところでございます。ただ、一方で今回この条例改正のご議決をいただいた後には、速やかに採用募集の活動に入らせていただいて、様々な広報媒体を使って募集活動をしっかりと行ってまいりたいと思います。ですので、こちらは先ほども答弁申し上げたいように、それほど人数が要するというものではございませんので、早め早めに職員からお申出をいただいて、こちらも早め早めに対策を取るというようなことが肝要になってくるかなと思います。

○須貝委員

この制度ですけれども、一部の大企業と公務員の方たちの皆さんがこの条例をつくって採用しているということで、なかなか中小企業、ほかの企業でも本当にまだ一部という話なので、公務員が今先行して進んでいるのですが、民間のほうもそういうふうな事例にならって動いていけると良いと私は思いますが、今でも民間ではやはり皆さん、大概の方が退職されてしまうのですね。その辺、「公務員はいいわね」というような感じにもなると思うのですが、ただ1点、社会保険料は、これは支払う必要があると記載されているのですが、これは収入がないですけれども、やはり払い続けていくということでしょうか。

あとは、品川区内にも民間の様々な企業、事業所がありますが、大まかに品川区内で同様の制度を採用しているところなども何社か把握されているのですか。教えてください。

○宮尾人事課長

職員の休業期間に関しましては、事業主としての一定の社会保険料負担というのは発生をいたします。

それから、民間企業の導入例でございますけれども、詳細に調べたわけではありませんが、同様の制度がある企業もあるというふうには認識をしているところでございます。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第１０２号議案、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 第１０３号議案 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(2)第１０３号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

1番、概要でございます。複雑・高度化する行政課題への対応が求められている中、高度の専門的な知識経験や優れた識見を有する人材を活用するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、こちらの規定に基づきまして、職層といたしましては課長級以上の職員となる特定任期付職員を採用する制度を導入するという内容でございます。

2番の改正内容でございます。本制度の導入に伴いまして、この条例を改正し、表に記載のとおり、特定任期付職員を採用するにあたっての要件、給与の特例について定めるというものでございます。

3の施行期日でございます。令和8年4月1日でございます。なお、採用に関する準備行為に関する規定につきましては、公布の日に施行をさせていただきたいと考えてございます。

次ページ以降に新旧対照表を添付してございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらお発言願います。

○石田（ち）委員

今回、特定任期付職員採用制度ということを追加するということなのですが、そうすると、この高度な専門的な知識経験、または優れた識見を有する者という方を、要は採用していくという予定が区としてこれからあるということなのか、どういう目的で、どういう人をどこに採用しようとしているのか伺いたいと思います。

それで、またこの専門的な知識経験があって優れた識見を持つというのは、どういう人たちのことを言うのか、そこも教えてください。

○宮尾人事課長

まず、今採用予定というところでございますけれども、現時点では、区はDXの分野でさらなる人材を確保していきたいと考えてございますので、こちらについて、次年度以降の採用を予定しているというところでございます。

具体的な内容でございますけれども、部署につきましては、これはまだ人事異動との兼合いもございますが、一義的には今DXを推進している部署が実際ございますので、そちらがベースになってくるのかなと考えてございます。具体的には、やはりITの分野というのは本当に技術進歩、技術革新がもう日進月歩の世界でございますので、そちらの方面に知識経験が豊かな方を採用したいと思ってございます。

○石田（ち）委員

今回品川区の場合はDXの関係でということでしたけれども、それ以外にこの専門的な知識経験、優れた知見を有する者というのは、どういう人のことを指すのか教えてください。

○宮尾人事課長

国などの資料によりますと、例示としては今申し上げたDXのほかに、例えば法務部門、あとは医師、こういった方々、専門職の方を採用する例などが掲げられているということでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。この法律、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律ということで、ここに今回、特定任期付職員採用制度というところが法改正で入ってきたと思うのですが、では一般任期付職員というのは現在どれぐらいいるのか。このDXのところにも一般任期付職員という方がいるのか、どこにいるのか伺いたいです。

それで、今回この特定任期付職員採用で何人ぐらいを採用しようと思っているのか伺います。

○宮尾人事課長

今、一般任期付職員のご質問をいただきました。こちらは9月1日現在で、庁内に今14名おります。こちらのデジタル、DXの関係ですと、係長級も含めて全部で3名、一般の任期付採用として配置をさせていただいているところでございます。

なお、先ほど申し上げた来年以降の採用でございますけれども、人数としては1名を考えているところでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。専門的な分野なので、先ほど課長からもITの分野は日進月歩で技術がどんどん革新されていくということだったので、そうだろうなとは思っておりますけれども、この特定任期付職員採用制度でないと採用できないというか、この制度を導入しなければ、こういった専門の方が集まってこないのか伺いたいと思うのと、あと、この新旧対照表のところで給料表もついておりますけれども、今、やはりIT関係の方というのはすごく引っ張りだこで大変人気だとも聞いていますし、この給料表の額で来るのかなというのがちょっと心配なところもあるのですけれども、そこら辺はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○宮尾人事課長

今回ご提案をさせていただいている内容で、果たして応募が集まるのかというところでございますけれども、一般任期付職員と今回特定任期付職員の違いの特徴の一つに、やはり給料がございまして。一般任期付職員の場合には、私たちの給料表のどこかにひもづけて給料をお支払いするというような形になるのですが、今回の特定任期付職員が本当に高度な知識をお持ちの方を採用いたしますので、今回、ご提案のこの7段階の給料表を適用させていただきますので、こちらによって待遇面ではかなり良くなっているのではないかと、これはもう特別区で共通の給料表でございます。ですので、こちらをしっかりと募集の際にはアピールをさせていただいて、1人でも多くの方にご応募いただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

○石田（ち）委員

そうすると、やはり普通のというか一般職員の待遇では、こういう専門的な方は集まりづらいということになるということでしょうか。

○宮尾人事課長

確かに給料面がネックになってというのは当然考えられる話かと思います。そもそもこの特定任期付職員がどうしても必要になってきたのかという法律が改正された背景にも、やはりしっかりとした待遇面を用意するべきという考え方もあると思います。ですので、今回この制度をしっかりと活用して、しかるべき人材を確保したいと考えてございます。

○松本委員

今の話で、この別表の第1のほうの一番高い方で、78万9,000円となっているかと思ひまして、これがでは上限かといったらそうではなくて、今回の改正案の第4条3項を拝見すると、これの別表のほうではこれによりがたいときは、さらに特別人事委員会の承認を得てというところで、さらに上に行けるというふうな規定になっているかと思うのです。

そこまでは分かったのですが、すみません、私の理解力不足で、その後の6号級の給料月額との差額に、1からの各係数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額というのは、こ

れがちょっと私には解釈できなくて、これで上限としてはどのぐらいの額になるのかというところを教えてくださいいいでしょうか。

○宮尾人事課長

こちらは、基本的に今7段階の給料が設定をされていて、その7段階以上の仮に8としましょう。8を設定するとした場合に、その差額というのは1から2の段差の部分を使って計算をするというその計算の仕組み・考え方を示しております。ただ、品川区は今時点でここからはみ出るようなものを想定はしてございません。この中のどこかで決めたいと思っております。

○松本委員

こういうことということで、分かりました。

あともう一個が、これはもうあくまで別表に載っているのが月額かと思うのですが、今度は第5条のほうに期末手当とかの話が出てきているかと思います。一般の任期がない職員の方に比べて、若干係数というか下げていらっしゃるかと思います。そうすると、多分これを正確に計算していくと最終的な年収が出てくるかと思うのですが、大体これで一番上の方で、年収で言うところのどのくらいになると考えればいいでしょうか。お願いいたします。

○宮尾人事課長

あくまでも概算というところはちょっとご容赦いただきたいのですが、一番上の7号級で、大体年収として1,600万円程度の待遇になるかと想定をしております。

○西本委員

この条件を見ると、どういう方がこういうのに該当するだろうかと思うのです。これ、年齢は決まっていらないのですか。年齢制限というのはどこかにあるのかなと。

というのは、若い人たちが、この5年間という期限がありますね。その中で、一時最高額として1,600万円ぐらい年収があるとしても、何か将来性が見えない。5年しかないので、ちょっと魅力的にはどうなのかなと。例えばリタイアした方とか定年退職の前ぐらいとかで、そういう方々だったら、割と自分の専門職を活かしながらということをやってもいいかなと考えられるかと思うのですが、それからいろいろな手当がないのですよね。下の給与のほかに、管理職手当とかいろいろなものがないという、これは契約金がそういう形というので分からないではないのですが、具体的にどのような方々がこれに興味を持ってくれるのかと率直に思ったのですが、どういう方を想定されていますか。

○宮尾人事課長

実際にまず年齢制限でございますけれども、委員お見込みのとおり、特に制限というものはございません。実際どういう方を想定しているかというところでございますが、何と云うのでしょうか、こういう職を想定しています、こういう資格要件・能力を持っている方、基本的にはもうそれに合致をされるかどうかというのを私たち採用活動の中で見させていただいて、採用に結びつけたいと考えてございます。

具体的には、例えばこれはもう当然ですが、常勤フルタイムの職でございますので、何かと兼業・兼職をするということは基本的には考えてございません。ですので、例えば今どちらかにお勤めの方とかでしたら、一旦そちらはご退職をいただいてというような形にはなるかと思えます。また、委員のご提案・お話のとおり、一定程度ご自身の中で職としてはもう一旦リタイアされた方で、ぜひ現役時代の知識経験を活かしたいというような方なども当然想定をしているところでございます。

○西本委員

そういう方だろうなとは想定できるのですが、例えば先ほどの例としてDX関係とおっしゃっていました。非常にその発展というか成長というか、これから激しいと思うのです。そういう方々のところにリタイアした方々となると、やはりついていけるのかとか、そういう判断が難しい。やはり人事を採用するときの判断というのが、テストするわけでもなく、やはりなるべく将来を見通した形で、特にDXなどはそうだと思うのです。そういう方に私は来てほしいという立場です。しかし、果たしてこの条件で来てくれるのかなというのはちょっと不安だし、採用する中でどういう方をどう判断するのかという判断基準というものもきっちり共有していかないと難しいかと思うのです。その辺はいかがですか。

○宮尾人事課長

まさに委員おっしゃるとおりで、例えば将来性といいますか今後の見通しといいますか、こういう変化の早いテーマに対してしっかりと仕事をしていただける方、こういった方を採用したいと思っております。それこそ採用活動の中で、そういった職にしっかりとふさわしい方かということをしっかり見極めていきたいと思っていますところでございます。

また、採用にあたっては、今のデジタルを所管している部署とも意見交換などをさせていただきながら、いろいろアドバイスもいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○西本委員

仮に若い方が来ていただいたと。かなり優秀で将来性があるといった場合に、5年という期限ではなく、別の制度を使えないかなと。そこで採用という形にスライドできるというような、そういうことも考えていただくことはできないのか。要は何かもったいないと思う。まだ分からないですよ。どういう人かは分からないですけども、ただ専門的な知識を持っておられる方が関わっていただいて、それが常勤という形の道があったら、また別の意気込みというか、そういうのが出てくるのではないかと思うのですけれども、そういうのは考えておられないのですか。

○宮尾人事課長

今回最大で5年という、まさに任期付きの職員の方を考えているわけですが、例えば採用させていただいた方が、その5年を終えてもなお品川区で引き続き働いていただきたいと、このようなお気持ちをもし持っていただければ、いろいろ制度面での制約、特別区全体としての制約というのもございますけれども、どのような切り口でその方を引き続き区の職員として採用できるかというところは、この辺はしっかりと考えていきたいと思っております。

○西本委員

かねてから私は専門職が必要だと言っている部分があって、そういう外部からの民間の方々もぜひ勧誘しながらノウハウを発揮していただきたいという思いがあるのです。なので、せっかくこういう改正がされたので、その次のステップ、先ほどおっしゃるようなところまで発展する、人によるので、いいという場合もあればちょっとなというのあれば、いろいろあると思うのですけれども、やはりそういう道は自由に作ってもらいたいという思いがあります。

最後に少し確認だけ。任命権者と書いてありますが、この任命というのは誰が任命権者なのですか。

○宮尾人事課長

こちらは、品川区の場合は区長になります。

○山本委員

今回の高度な専門的な知識・経験を保有する人材を採用しやすくなるというので、良い条例改正だと思っております。

今回条例改正とすることになったきっかけ、例えば現場のD X推進からの要望だったのか、またはそれ以外の何か経緯があるのかということをお教えいただきたいということと、あと23区での実施状況、主な区だったり、実施するとかだったり、調べられていたらお教えください。

○宮尾人事課長

まず、こちらの本条例をご提案することになったきっかけでございますが、これは昨年の人事委員会勧告でも、この制度の導入というのがもう提言をされまして、それを受けて特別区の人事委員会のほうで制度導入に向けて動いていただいた。各区が条例改正をすることによって制度が導入できるということになりましたので、もうこれは流れとしては必然的だったのかなと思います。

区としても、やはりより専門性の高い仕事というのはやはり増えてきておりますので、ツールとしてこういう制度が必要かなというところに、D Xが今回必要かなと判断をさせていただいているというところでございます。

それから、23区の状況でございますが、詳細にはというところ、ずれがあるかもしれませんが、大体今4分の1程度の区でこの制度を既に導入をしている、あるいは導入を考えているという情報は持ち合わせているところでございます。

○山本委員

4分の1のところに入っていて、トップランナーとしてこうやって積極的に進められているということで、良いなと思いました。ぜひ良い優秀な方を採用して、区政の品質保持を進めていただきたいと思います。

○須貝委員

この特定任期付職員制度、私は良いと思います。と思いますが、人事課長にお聞きしたいのですが、人を採用する、職員を採用するにあたって、人の能力を測るというのは、一般職員でも私は大変難しいことだと思うのです。入ってみたらこうだった、ああだったと。それで今回、特定任期付職員を採用するには、例えば先ほどD X云々と出ていましたけれども、高度な知識を持った人を採用することなのですが、その人を採用するには、より高度な知識を持った人でないと、その人の能力というのは分からないではないですか。最終的に任命権者は区長、形だけはそれでいいかと思いますが、結局最終的にかなり能力のより高い人をまずどうやって選ぶのか。選んだその方が、常にこれから採用する人以上の力を持っていなければ人など採用できない、見極められないと思うのですが、その辺についてどうなのか。

それからあと、これは使い方を誤れば、仮にさほど思ったより能力がなかったなどという方がいたしたら、それは今度そういう方たちを逆に間違った採用をしてしまった、そういうチェック機構というのがあるのかどうか。途中で能力不足とか、素行が悪い云々で話が出てきたときに、途中で契約を解除することができるのか。これはこれだけの給与等を払うのは普通にいいと私は思うのです。区にとって、区民にとって私はやはり必要だと思うのですが、逆に一步誤ればマイナスにもなりかねない。では、まず採用する人がちゃんとそういうふうにできるのか。それから、途中で能力云々で駄目だった場合に、契約を解除できるのか。その辺についてちょっとお聞かせください。

○宮尾人事課長

まず採用に当たっては、じゃあ、その採用しようとする方以上の知識経験をお持ちの方がいるかということになりますと、これはちょっと現実的には厳しいかなというところは確かにございます。ただ、そこを理由に本来見るべきポイントが漏れてしまったりしないように、その点は例えば募集要項の中で

客観的に示せるものを何か出して提示をしてもらうですとか、あるいは他区の事例ですとか特別区人事委員会のほうに例えば指導助言を仰ぐですとか、そういったことを輻輳的に重ね合わせて、そういった見逃しというものがないようにしていきたいと思っております。

それから、採用した後の話でございますけれども、任期は最大で5年と申し上げましたが、これはいきなり5年間としてお願いするということではなくて、一定、例えば最初は2年間、プラス後で3年間というふうに任期は分けてやる予定でございます。加えて、任期の途中でも勤務評価というのは行いますので、もしそこで明らかに勤務態度ですとかに課題があるというような方は、そこで審査というかジャッジもする機会もございますので、そういったところを組み合わせながら、しっかりと良い方を採用できるように努めてまいりたいと思います。

○須貝委員

人事課長、それぞれ多くの職員を見て、かなりやはり人を見る。もちろん理事者の皆さんもそうだと思うのですが、長年いろいろ品川区内の行政に携わっていると、ああ職員はいいな、あの職員は今いちだとかいろいろあると思います。だから本当にこれは難しいと私は思うのです。まして能力、知識、それを的確に判断できるか。ただその人の例えば論文だけ出されても、ではこうすることが本当に可能なのか、テストできるのか。それを見て、いや、やはりこれはまだ形だけはできるけれども、実際能力からすれば少し足りないなとか、やはりそういう的確に判断できるという人は、やはりその能力に特化した人でないと私は難しいと思うので、ぜひともそういう方を探し出して、相談できる人、それから面接も場合によってはそういう方たちをお願いなくてはいけない。全然分野が違いますからね。だから、そういうところを判断して、こういう制度を実施するなら、もう本当により適格な人を選ぶような工夫をしていただきたいと私は思います。

○塚本副委員長

この採用は、ご説明の中で管理職としての採用だということを聞きました。一応一般職としての条例を改正すると。管理職というと、私の認識しているのは総合職という意味なのですが、一般職で採用して、けれども管理職というところでの仕事を予定しているという、その方は想定としてはラインを持つという言い方で伝わりますか。何か部下がいる、一つの組織をまとめて仕事をしていくという、そういうイメージで採用される方なのですか。

もしそうだとするなら、5年の任期の中でも昇給というのは多分あるのだと思うのです。給料が上がっていくというのがあると思うのですけれども、また昇進とかそういうことに関しては、管理職で最初は課長だったのが部長になったりするということもあり得るのかとか、その辺はどういう扱いになっていますか。

○宮尾人事課長

まず、実際にその方を採用させていただいたときに、ライン、部下を持つのかというところでございますけれども、これはそのポストによるというところもあります。現時点ではまったく部下を持たないというところは想定しておりません。

それから、昇給とか昇格に関する考え方でございますが、こちらはもう本当に年俸制に近いようなイメージになりますので、任期の途中で給料が上がるとかという制度ではございません。もうこれをお願いしますというふうにもう固定でお願いするような採用形態になってございます。

○塚本副委員長

今みたいな話、いわゆるジョブ型の仕事ををお願いするというのですか。そういう感覚でちょっと受け

とめたのですけれども、そういうふうになると、いわゆるその専門的な知識が欲しい、専門的なスキルが欲しいという人材を探したときに、管理職としての雇用をするというのと、いわゆる委託ではないけれども、よく情報システム室がベンダーにいろいろ業務を委託して専門的にやってもらうという、ここともちょっと似たような職種にも聞こえるのですけれども、特にD Xとかの分野になってくるとそこの違い、そういういわゆる委託で専門的な人材スタッフを雇ってここをやってくださいというところと、今回のこの特定任期付職員の採用で期待するところの違い、そこのところを教えてくださいませんか。

○宮尾人事課長

委託の場合にはもうやるべき業務というものが決まっています、本当に大まかな言い方ですけれども、もうこの業務をやってくださいというようなことになってくるのかなと思うのですが、今回私たちはあくまでも管理職のポストをご用意して、外部から人をお招きしたいと思っておりますので、当然、管理職としてのお仕事をやっていただきますから、例えば考え方を構築していただく、それから情報収集して、それを大事なのは庁舎の中の私どもを含めて他の職員にフィードバックをしていただく。こういったことも想定をしております。基本的な考え方、方向性を構築していただくとかいうようなことも想定しておりますので、ここはやはり委託とは少し趣が異なってくるのかなと考えております。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

私たちは、公務員は安定した身分保障の下で働くべきであると思っておりますが、今回、国が進めるD Xに各自治体と一緒に進めているという状況でもあります。人事院勧告で出されたということもありますし、とはいえ不安定雇用ですし、こういった格差を広げることにもつながっていくと思うのですが、今実際進んでいるという状況で、今回はD Xの分野に1人ということですので、これは安易に対象を広げたりしないように求めておきながら、賛成したいと思います。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第103号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

再開は1時でお願いします。

○休憩午後0時03分

○再開午後1時00分

○石田（秀）委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

休憩中に1名の方から傍聴申請がございましたので、ご案内を申し上げます。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年請願第12号 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

(4) 令和7年請願第17号 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

(1)令和7年請願第12号および(4)令和7年請願第17号の2件につきまして、一括して議題に供します。

これら2件は同一の内容のため、一括して説明・審議を行い、採決につきましても、一括して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これら2件の請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。まず請願第12号、請願第17号の順に、件名、紹介議員等を読み上げ、次に本文の朗読を行います。本文は同一の内容のため、朗読は一度だけ行います。よろしくお願いいたします。

（書記朗読）

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

これら2件の請願に関しまして、理事者よりご説明願います。

○藤村総務課長

それでは私から、令和7年請願第12号および第17号、固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願につきまして、ご説明させていただきます。

まず、固定資産税と都市計画税につきましては、地方税法では市町村の税目に位置づけられておりますが、東京都特別区の区域内については、特例で東京都が賦課徴収する税目となっております。そのた

め、本日の資料としましては、東京都主税局が発行しております「ガイドブック都税2025」の掲載内容から、固定資産税および都市計画税における東京都の独自の軽減策について、該当項目を抜粋して資料を作成させていただいております。なお、今回の請願に関わる内容につきましては、東京都は令和7年度まで軽減措置を延長されております。今回の請願につきましては、令和8年度以降も継続を求めるものでございます。

それでは、資料をご覧ください。資料項番1、小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置の継続でございます。請願にございますとおり、定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的といたしまして、昭和63年度に都の独自制度として創設されております。以来、令和7年度まで軽減措置を継続しているものでございます。

軽減措置の内容といたしましては、住戸1戸につき、200㎡までの小規模住宅用地に係る都市計画税について、税額の2分の1を軽減するものでございます。

本軽減措置による影響でございますけれども、令和6年度の実績において対象件数が約6万件、金額が約18億2,000万円となっております。

次に、項番2、小規模非住宅用地に対する固定資産税および都市計画税の2割減額する減免措置についてでございます。こちらは平成14年度に東京の独自施策として創設されており、特別区の区域内の非住宅用地の過重な負担の緩和や、経済状況下におけます中小企業等を支援するため実施されているものでございます。

対象要件でございますが、一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分につきまして、固定資産税および都市計画税の2割を減免するものでございます。ただし、個人または資本金等の額が1億円以下の法人が所有する土地に限られております。

本減免措置による影響でございますけれども、対象が約7,000件、金額が約8億円になっております。

最後に項番3、商業地等における固定資産税および都市計画税の負担水準の上限を65%まで引き下げる措置についてでございます。負担水準の不均衡の是正と、特に全国に比べて過大となっております23区の商業地等の負担の緩和を図るものでございます。ここでの負担水準というのは、固定資産税の評価額に対し、前年度の課税標準額の割合となりまして、この減額措置により、特別区内の商業地では負担水準が70%から65%まで引き下げる措置となっております。税額が軽減されるものでございます。

本減額措置による影響でございますけれども、対象が約40件、金額では約140万円ほどでございます。

以上、3つの軽減措置などによる品川区の影響額の総額は、合わせて約26億円、23区全体では約695億円となっております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今、ご説明いただいた資料、2番の小規模非住宅用地に対する減免措置のところで、一番下に「なお」というところで、前年度減免を受けた方で用途を変更していない方は新たに申請する必要はないということで、これは申請をする制度ということなのだと思うのですけれども、その下に対象が品川区は約

7,000件と書いてあるのは、申請しているのが約7,000件なのか、それとも品川区で言うと、この小規模非住宅用地が約7,000件なのか、ちょっとそこが分からないのですが。

○宮澤税務課長

今のご質問の中で、2番の小規模非住宅用地の減免措置を受けているのが品川区で約7,000件と聞いております。

○石田（ち）委員

分かりました。では、資料記載の3つの軽減措置等を受けているのがこの件数ということで、そうすると、対象なのに申請されていないところがあったりするのではないかという心配もあるのですが、これで全部と区としては感じているのか、まだ申請されていない方もいるであろうと考えるのか、伺いたいと思います。

○宮澤税務課長

これは固定資産税および都市計画税が都の税目になっておりまして、賦課徴収は東京都が行っておりますので、その申請に関しては東京都のほうの分野となっております。

○石田（ち）委員

分かりました。この請願にある中身は本当にそうだと思いますし、こういう制度に対して、この品川と荏原の青色申告会の方々がこういう請願を毎年出していただいているので、こういう軽減措置が続いているのだと思うと、すごく多くの区民の皆さんも恩恵ではないですが、こういう議論をすることによって軽減措置が取られているのだと思うので、本当に大事な請願だと思います。なので、対象であるならば、ぜひ多くの皆さんが受けられるようにしたほうが良いということで質問をさせていただきました。けれども東京都のことなので、品川区としては把握されていないということですので、そこは致し方ないですが、前回は申し上げたと思うのですが、私もこれは恒久的な措置にするべきだろうと思っていますので、ぜひほかの委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○西本委員

毎年毎年同じ内容なのですよ。別に内容は新しいことではなくて、推進したいという思いはありますが、これだけ長い期間同じ要望が出ているということ、もう少し東京都がどういう態度でいるのかとか、東京都に対する意見書ということで毎回議会として意見書を出しているのですよね。それに対しての何か返答とかは来ているのですか。どうなのですか。

○宮澤税務課長

この軽減制度創設以来、1年ごとに更新されておりまして、その部分につきまして、東京都の独自減税策として実施しているところで、地価の高騰等の傾向が続く中で、社会情勢を見極めながら総合的に判断して継続していると伺っているところでございます。例年、新年度が始まります前に都税全体の情報共有の中で、軽減措置が来年度もありますというのは都税事務所のほうからも伺っているところであります。

○西本委員

もう毎年やっていて、これが恒常的になっていないという状況はなぜなのだろうと非常に疑問があります。東京都がやることなので、品川区でやっているわけではないので、意見書を出していくことは必要なことではあるにせよ、これだけ毎年毎年意見書を出してくれ、出してくれというのであれば、もう少し東京都の中でそれは調整できないことなのだろうと思うのです。

それと、これは品川青色申告会、それから荏原青色申告会とそれぞれ出ているのです。同じ内容

だったら何で、別組織と言えども同じ内容で青色申告会が荏原と品川であるのだったら、一緒にすればよかったのではないかと思うのですけれども、それはほかの団体の話ですから事情はあるかと思いますけれども、もう同じ内容で来るのはどうなのかと思います。

これは別に理事者の方に情報を聞いているわけではなくて、私の感想なのですけれども、品川は品川、荏原は荏原でいろいろ事情があるのだったら、それをしっかりと書くべきだと思うし、ただ願意というところは品川区の中で統一的にやっ払いこうというのであれば、それは納得できないわけではないのですけれども、でもそれぞれの地域によっても事情が違ってくるだろうと思うので、これはまったく同じ文章が出てくるというのはあまり喜ばしい事ではないなと、これは私の意見です。もう少し内容を変えていただきたい。それから、内容もそれぞれの荏原、品川という管轄もあるので、そこの中での現状をどう捉えているのかとか、そういうことも含めて理由のところに記載があると、より品川区の現状が分かるという思いがあって、その思いがあればそれに対して意見書を書くわけですから、出すわけですから、それを加味することもできるしということで、もう少し深みのある地域ごとにどのような状況になっているのかという意見交換もできるのかなという思いもあるので、これは誰が言うのかと言ったら誰も言う人がいないと思うのですけれども、そうではない紹介議員もいらっしゃいますので、ぜひそういう要望というか、議会の中でそういう考え方もあるのだということもぜひ言っていただきたいなと思っています。

1点だけ、これは先ほども言いましたけれども、東京都の本庁、それからあとほかの自治体からは同じようなものが毎回出ているのでしょうか。そこら辺の現状は分かりますか。

○宮澤税務課長

他の自治体の状況については、把握していないところでございます。

○須貝委員

今、西本委員がおっしゃったとおり、これは恒久減税にするべきではないかと私も思います。特に今、東京都は固定資産税がすごいのですよね。2023年で固定資産税の税収が、令和5年が9兆8,000億円。年々これは増えているのですね。こういう時というのは、これだけ増えているなら、この分ぐらいカットしてくれてもいいのかなと。誰が行くのだと。もちろん区長が交渉に行くべきだと思うのですけれども、やはりこのように先方がもう努力しないでこれだけ歳入が増えて、固定資産税が年々増えている状況。今がちょうどチャンスなのかなと思うのですけれども、財布のひもは固いかもかもしれませんが、ぜひ財政課長、今日は副区長もいらっしゃいますけれども、本当に区長ともども私はお願いに上がってほしいと思います。要望だけで終わります。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。それでは、これで質疑を終了いたします。

令和7年請願第12号および令和7年請願第17号の取扱いについて、一括してご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論について、併せて意見書の提出の有無についてご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いをいたします。

○澤田委員

本日結論を出すで、採択。意見書を提出でお願いします。

○山本委員

本日結論を出すということで、採択で、意見書提出をお願いいたします。

○塚本副委員長

本日結論を出します。採択で、意見書も提出をお願いします。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択で、意見書も提出いただきたいと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、採択で、意見書の提出をお願いします。

○須貝委員

本日結論を出すということと、採択をお願いします。そして意見書を提出してください。

○西本委員

本日結論を出すということと、賛成で、意見書の提出をお願いいたします。

○石田（秀）委員長

それでは、請願第12号および第17号につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、請願第12号および第17号については、簡易採決により採決を行います。

請願第12号および第17号についてお諮りいたします。

本件を採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

異議なしと認めます。

よって、採択と決定いたしました。

なお、請願第12号および第17号は意見書の提出を求めるものであります。意見書につきましては、明後日の委員会でお諮りしたいと思います。意見書の案文につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、さよう進めてまいります。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 令和7年請願第15号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願

○石田（秀）委員長

次に、(2)令和7年請願第15号、インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読をさせます。

（書記朗読）

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

この後、通常であれば理事者に説明をいただくということになりますが、本件は国に対し意見書を提出することを区議会に求める内容でございます。区議会として意見書を提出するかしないかということです。理事者の説明や理事者に対する質疑を求めるものではなく、委員間での討議を行いたいと考えております。委員の皆様におかれましてはぜひご理解をいただきまして、ご発言願いたいと思います。

それでは、どうぞご意見のある方、よろしくお願いをいたします。

○石田（ち）委員

このインボイス制度に関する請願・陳情というのは、この議会では毎回出されているのではないかとと思うのですけれども、やはり本当に苦しい状況というのが、先ほどの荏原・品川の青色申告会の請願にもありましたけれども、このインボイス制度の導入後、やはり大変な税負担と事務負担が発生して、経営環境が一段と厳しくなっていますということも書き込まれています。

本当に厳しい状況がずっと続いているというのが、この中小業者、そしてフリーランス、個人事業主の皆さんだと思うのですけれども、今回のこの請願がインボイス制度の廃止をめざしとあるのですが、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求めるというところに、私は大きな視点があるのではないかとと思うのです。なので、この経過措置がなくなったらもう駄目だという声もう既に出ていて、今でも経過措置がある下でも大変なのです。それでも、それがなくなればもうやめざるを得ないということを追われているわけです。

この経過措置、8割控除、そして2割特例は、どちらも来年の9月いっぱいというのを国が出している期限で、それ以降は2割控除のほうが2029年までになるとはいえ、この状況でもう大変だということでは、さらなる継続をすべきだということで、ぜひ一致してこの軽減措置を継続するということを求める意見書を上げないといけないのではないかとと思うのですが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○石田（秀）委員長

委員間討議ですから、皆さん思いとか、あと結論、自分の考えを言うのはその後でもいいのですけれども、そこはもう委員間討議でありますから、どうぞ言っていただいて、なければ、この質疑自体はここで終わりにしますけれども、どうですか。

○西本委員

この請願趣旨というところで、やはり疑問があるのです。ただ、その疑問を総務委員会理事者の方々にするというのは、所管外になってしまうので。

○石田（秀）委員長

これは私ですね。これが総務委員会にかかっているということのお話だと思うのだけれども、これはいろいろ、もちろん議長からそういうわけで、区民委員会かなと、区民委員会にもかかっている、というところなのだけれども、これはどうして総務委員会かという話になったときに私が伺ったのは、国に対して意見書を提出することになっているので、ほかのインボイス制度については、それに対して区でいろいろな事業をやってくださいとかいうのがあって、それは区民委員会。けれども、これを国に意見書を送付することは総務委員会でやりましょうということだから、今、総務委員会でやっている。理由はそこだけです。だから、議員間討議でやりましょうということなのです。

○西本委員

その委員長と議長との仕切りというのは理解できることはできますけれども、ただ、この国に対しての意見書にしても、この請願趣旨の中身をやはり議論しないと、確認事項がたくさんあると思うのです。例えば私が非常に気になったのが、「インボイス制度の実施によって」というところがあるのです。その3行下辺りに「負担に苦しめられている」とか、「インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注主による取引排除や値引きの強要など不公平な取引も後を絶ちません」というふうに書いてあるのです。

ただ、これはここで言っても、品川区の現状はどうかと言っても、この場所で聞けないのです。ただ、この意見書を求めると言われて意見書として出す以上は、品川区の現状をきっちりと調査とか認識を確認した上で、それだったら国に意見書を出しましょうという流れに当然なってくると思うのです。国への意見書だからといって、総務委員会がこれを扱うということは、内容が分からないので、とても苦しいです。

○石田（秀）委員長

私も同じようなことは思っていたので、何でというのはちょっとあったのだけれども、分かりました。これは請願を総務委員会で上げているので、今みたいに質問をされるのを、私がこの内容のことだから止めるということはするつもりもないです。さっき言ったように委員間討議をお願いしますよ。けれども、もしそこは理事者の方でお答えができるのであれば、聞いていただいても構わない。これは止める権限が総務委員長の私にあるわけではないので、今はまさにこの内容のことだから、それについてはお答えができるのであれば、お答えしてください。誰が答えるのかな。答える人がいないから。

○西本委員

いないですよ。請願本文でちゃんと書いてあればいいけれども、多分さっき言ったところが私は気になるところです。品川区の実態はどこにあるのですかというのを聞いた上で、ではこの意見書でどういう内容のもので出していくか内容に関わってくる話なのです。でも、今もうここに担当課長がいらっしゃればその人に聞くということがあるので、参考として聞かせていただいて、それで判断するということはできると思うのですけれども、今は誰もいらっしゃらないので、判断がつかないです。

○石田（秀）委員長

今話していたのは、これはきちんと冷静に言っているつもりなのだけれども、区にはインボイス制度の担当部署がないのではないのです。だから総務委員会で取り扱っています。国に意見書を上げると言っているから、委員間討議で話をしてやりましょうということにもなっているわけなので。

○西本委員

いや、インボイス制度自体の所管は分からない。でも、今品川区内の業者がどうなっているのか、事業者がどうなっているのかということは、そういうの所管になっているところは、やはり区民委員会のほうではないのですか。その上で意見書を出しましょうというのは当たり前の話であって、総務委員会にこれ渡されても、判断をつけようがないですよ。どう判断するのですか。議論を深めろと言って議論を深められないです。いかがですか、皆さん。

○石田（秀）委員長

だから今の話のとおり、担当部署がないのです。それで、もちろん委員長だから内容に私が入るわけではなくて、今話をしているように、区民委員会に付託されているのは、区で様々調査をしてくださいとか、それからさっきも言ったけれども、区で支援をしてくれという話なので、その場合は地域産業振興課で答えられるから、それは答えましょうというので区民委員会で審査している。だけど、この場合は国に意見書を出してくれということなので、それは区で調査をしてくれとか、区に支援をしてくれと

いうことではなくて、国に意見書を上げてくださいということなので、それで総務委員会。これは冒頭でそういうふうにしたと思うのだけれども、それ以上突っ込んでいないと思います。内容のことは答えられる人がいたら答えてもらうけれども、それが今部署がないから答える人はいないというのはそういうことです。そのとおり、さっき言ったとおりなのです。

○西本委員

この請願趣旨の内容については、やはり私は議論すべきだと思ってはいますが、ではここで結論を出すと言ったときに、本来は品川区の状況を知った上で意見書というふうにしたいという思いがあります。それができないということであれば、正確な担当がいらないということであるならば、インボイス制度の制度そのものについてどう思いますかという、そういう個人の考え方というか会派の考え方での判断にならざるを得ないという状況になってしまうのですよね。

だから本来はこの趣旨の中身を確認させてもらって、そういう現状だ、けれどもそういう現状だったらこういう意見書を出そうとかいうふうになるかもしれないし、いや、そういう意見書は要らないのではないかという議論になってくると思うのです。

なので、この請願者に対しては大変申し訳ないけれども、そういう仕切りの中でやるのだとすれば、インボイス制度の廃止ということに対してどう考えるかということの判断しかできない。本当に申し訳ないです。

○須貝委員

今、西本委員のおっしゃったとおりだと私も思います。インボイス制度はもう国の法律できちんと決められて、現在進められて年数もたってきました。ただ、これを我々がどうするこうするというのは本当にできないことで、せいぜいインボイス制度の改善に対して、もしそういうインボイスに対する制度の改善を国に求めるという意見書なら、それはそれで我々も賛同できると思うのですが、だんだん何か話が変わってきて、「インボイス発行に伴う実務」、この実務が大変だというのは公認会計士からも聞いています。「発注者による取引排除や値引きの強要など不正な取引も後を絶ちません」、これは確か東京都の中小企業の取引の管轄をしているところでやらなくてはいけない話だし、この「インボイス制度によって小規模事業者やフリーランスが廃業の危機に追い詰められた」というのではなくて、やはり景気そのもの云々が、実社会の取引慣行に問題があると私は思うので、だんだん変わってきてしまったのかなと。

最後に「インボイス制度の廃止をめざして、経過措置として実施された２割特例、８割控除の継続を求める」というふうに、ここはいろいろ変わってきたのですけれども、そうすると、ここの総務委員会でこれが議論できるのかなという話があるし、私はできないと思うし、また専門のそういう課があれば、我々も聞きながら進められるけれども、それがなければちょっと難しいのかなと、今話を聞いていて思ったので、なかなかこういう内容の意見書を出すというのは、あまり適切ではないのかなと私は思います。意見として。

○石田（秀）委員長

それでは、討議ですので、これは討議を終了いたします。よろしいですか。

それでは、令和７年請願第１５号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出すでお願いいたします。インボイス制度の廃止というのをめざしていないということもありますので、不採択でお願いいたします。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

会派としての見解・理由を述べます。これまで委員会等の機会でも述べておりますが、インボイス制度は国税の制度の一部であり、日本の税制全体の枠組みに基づいて導入されたものになります。これは基礎自治体の区の議会が意見書をもって廃止や経過措置の継続の可否を問うものとは異なって、国会、特に税制を所管する国政レベルで議論を深め、決定すべき問題であると認識しております。

一方で、小規模事業者やフリーランスの方々など、制度によって実際に負担が増えている方々、影響を受けている方々が数多く存在することは存在することは重く受け止めるべきであり、その声が制度設計に適切に反映されるように求めていくことは必要であると考えております。

会派として、引き続きつながりのある国会議員や関係機関と連携を図りつつ、インボイス制度の見直しや、より本格的な税制改革を求める声を届けるよう努めてまいります。また、基礎自治体である品川区ができることとして、困っている方々の声をしっかりと聞いて、困っている方々に寄り添った資金繰り支援などのできる限りの支援を丁寧にしていくことが重要であると考えております。支援制度の利用のしやすさも含めて、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○塚本副委員長

本日結論を出すで、結論は不採択でお願いしたいと思います。

ここに書かれていることは、請願者が品川区の団体の方ですから、品川区の状況についていろいろ関わられていると思いますけれども、これは国の制度なので、品川区に限らず日本全国で同じような思いとか同じような意見というものはあるだろうと思うので、そういう意味から言うと、特に品川区としての問題と捉えるよりは、やはり国の制度としてどうなのですかということを捉えるべきだと思います。

その上で、やはりこのインボイスの制度というのは、益税といったところの考え方をどうするかとか、そういう税の公平性とか、そういうことを踏まえた上で施行されたものでもあるので、そういった意味では現時点においてこれを廃止というところで意見書ということは、今の会派としては適さないと考えますので、不採択でお願いします。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

国の税制なのですけれども、それに対して意見を言っていくというのは、私たち議会が最もそうした中小企業者や個人事業主、フリーランスの皆さんの苦しい実態を分かっている、区議会として意見を上げていくというのはできることですし、そして軽減措置を求めるということでも、先ほどの固定資産税や都市計画税の軽減措置を継続してくださいという意見書を提出する、国か都かの違いだけで出せないことにはならないのではないかなと思います。

そして区内の中小企業、個人事業主、フリーランスの中で起きていることですので、こうしたことの実態、声を聞いているのは私たちですし、さらには品川区でもあると思うのです。先ほど西本委員もおっしゃったように、ここに答えられる部署がないということだったのですけれども、委員長の説明も分かりました。そうであれば、所管をまたいで答弁できる課長に来ていただく。それを今後もしこういう場合があった場合には、ぜひしていただきたいと要望はしたいと思うのですけれども、この請願につ

いてはそういうことで、中小業者、区内の区民が苦しむ実態を国に届けていくということ、意見を上げていくということはすべきだろうなと思います。

残念ながら、先ほど何か区民委員会ではこの実態調査が不採択になったということをお聞きしたのですけれども、いつになったら区として実態調査ができて、いつになったら区内の中小業者、フリーランスの皆さんの実態が分かって、そして区として意見書を出せるようになるのかなというのは、本当に程遠い状況だなと感じるところもありますけれども、これだけ声が出ていますので、もう一回請願・陳情が寄せられていますので、そこからくみ取り、そして直接声を聞けば、意見書を出すということは何ら矛盾することでもないですし、私はすべきだなと、この軽減措置を継続というところで意見書を上げていくべきだと思っています。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

理由は、請願の趣旨がインボイス制度の廃止をめざすというふうに書かれておりまして、政党の方針に反することになりますので願意には沿い難いと考え、不採択をお願いいたします。

○須貝委員

インボイス制度のお話、先に結論出す、それから不採択をお願いします。

今、消費税のことは、それはそれで多くの方がそれなりのものをきちんと納めている。そこにインボイス制度が足りない分野の方々にインボイス制度をつくって税金を納めてもらうという話なのですが、国民が皆平等で納税義務があるならば、やはり一部の方々が免税されるという制度は私は不平等だと思います。インボイス制度、国で決められてやっていくのですが、今後とも事務的な負担とかそういうことは、各関係団体で相談窓口もありますから、もし相談を受けたら区のほうでそういうところに案内をするとか、そういうような形を取っていただいて、そういう方々に寄り添う対応をしていただきたいと思います。

今回結論を出すということと不採択ということで、よろしくをお願いいたします。

○西本委員

本日結論を出すで、不採択です。

本当に申し訳ないのですが、実態調査というのをやはりちゃんとすべきだと思います。品川区で、このインボイス制度があることによってどうなっているのか。この請願の趣旨の中にあるように、値引きとかを強要されたり不公平な取引と書かれているところもあると、それは実態をしっかり調査していないとそれが見えないだろうと。数値化も必要だろうと思うし、今品川区の事業所がどうなっているのかというのは、やはり品川区の責任においてやるべき仕事だと私は思っているのです。

その上で必要なことは、国の制度であるけれども国に物を申していくと。品川区の現状がこうだから、こういうふうにしてほしいという要望はあり得る話だと思いますが、それが無い以上、ただ今の状況では「インボイス制度の廃止をめざし」というところは、私は全面的に廃止ということではないので、あくまでも品川区の現状を知った上で物申していくという基準に置いておりますので、今回の請願については不採択とせざるを得ないというのが現状です。

○石田（秀）委員長

それでは、本請願につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

令和7年請願第15号、インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定をいたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(3) 令和7年請願第16号 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願

○石田（秀）委員長

次に、(3)令和7年請願第16号、「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

（書記朗読）

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件につきましても、先ほどと同様に国に対し意見書を提出することを区議会に求める内容でございます。区議会として意見書を提出するかしないかということでありますので、理事者の説明や理事者に対する質疑を求めるものではなく、委員間での討議を行いたいと考えております。委員の皆様におかれましては、それを踏まえてご発言を願います。

それでは、よろしく願いをいたします。

○石田（ち）委員

これもインボイス制度とつながるところもあると思うのですが、消費税が減税されて、私たちも減税を求めていますし、廃止を目指すという政策を出していますけれども、ここの請願の中にもあるように、本当に多くの国民が求めていることに対して、多くの政党が減税と、どうやるかは様々あったと思うのですが、減税すべきだということを政策に掲げたというのはそのとおりだと思います。

倒産企業の大半が中小企業ですということであるのですが、これもここで聞いてもやはり分からないですね。「例外ではありません」というふうにあるので、品川区内の中小業者の倒産件数というのがもし分かれば、ざっくりでも区のほうに1つだけ聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石田（秀）委員長

現職の人は分かるけれども、答えられるかどうか微妙ですね。その課の人がいないから。

○石田（ち）委員

ということで、品川でも例外ではないということだと思います。私たちもそういう相談は受けてきていますので、本当に暮らしが、営業が大変だという状況はあるということです。

そうした上で、やはりこの消費税減税をしていくことが、やはり暮らしを支える一番の力になる、特効薬だと私たちは思っているのですが、年金は下がり続けて、各種保険料は値上げが続いて、社会保障は削減に次ぐ削減ということで、本当に暮らしが大変な中でさらにそこにインボイス制度が入っ

てきたわけですから、そういう中では暮らしを支えるというところでは、消費税の減税が一番良いと思いますし、低所得者ほど重くのしかかるのはこの消費税になります。

その消費税が社会保障の財源ですと首相等も言っていますが、そういう一番重くのしかかる低所得者からもしぼり取った上でのその社会保障が、しかもそこに消費税が使われていないということもこの間明白ですよ。ですので、やはり社会保障の財源ということで大事だということをおっしゃる方もいらっしゃると思うのですけれども、それはもう破綻していると私は思います。それで、やはりこれだけの物価高から区民の暮らしを守るには、区でできる対策をとということもあると思うのですけれども、区も様々な対策を打っていると思うのですけれども、やはり根本的な対策が必要だと思います。毎日の生活や事業所の仕入れに重くのしかかる消費税を減税することこそ、区民の暮らしを守る最大の経済対策だと私たちも思っていますので、消費税減税を求める意見書を上げていきたいと思っています。

○須貝委員

消費税減税を求める意見書を国に送付を求める請願、私もいろいろな方に言われて、また国会でもそれぞれ議論されていたので、少し消費税減税について考えてみましたけれども、例えば100円のものがあって、消費税10%を減税すると、100円のもの90円になります。だけど、結局また物価が上がれば、90円になったけれども、すぐまた100円に戻ってしまう。そうするとこれはいつまでもたっても終わりがなくて、かえって消費者、働いていなくて収入に限りがある、収入を得る手段が少ない方にとっては、ますます生活が厳しくなる。そして、仮に消費税を減税してしまえば、現在でも日本国内に財源がないのですから、そうするとどこを減らすのだと言ったら、社会保障費を減らす可能性も出てきてしまう。では、それを改善するためには赤字国債をまた発行するのか。でも最後しわ寄せが行くのは、やはり国民ないし次世代の子ども、孫の時代には、どこかで返済していかななくては行かなくなってしまう。そうすると消費税減税というのは、私は今の日本にとってはあまり合わない政策ではないかと思っています。

それならばかえって円高をどんどん推進して、国債の利払いは大変でしょうけれども推進して、世界から物を安く買って国内物価を抑えるというふうな形のほうが良いのではないかな。さらに、円高になればそれに伴って金利も上がるわけですから、上がればそれなりに、預貯金をしている人にとってもわずかなですが収入が増えていく。ただ、ローンを組んでいる人たちは大変だと思います。ローンを組んだり会社の事業費を借りている方は大変だと思いますが、かなりの多くの方にとっては、私はそのほうが向いているのではないかなと。

したがって、いろいろ考えてみたらそのような結論に至ったわけで、今回、消費税減税を求める意見書、私も今まで消費税を減税したほうが景気はよくなるのかなと思ったのですが、どうも全世界のドイツやフランスやそれからイギリスの動向を見ると、一時的には何か月か浮揚したけれども、その後はやはり停滞してしまった状況を見ると、やはりあまり適切な手段ではないと思いますので、今回の請願に対しては、私は賛成できないという方向になりました。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。では、討議を終了いたします。

令和7年請願第16号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出すでお願いします。

理由としましては、消費税は社会保障の財源でもありますし、消費税減税を行うということはあってはいけませんので、不採択でお願いいたします。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

会派としての見解・理由を述べます。先ほどのインボイス制度の関係と同様になりますが、消費税は国税の制度であり、国会・国政レベルで議論を深めて決定すべき問題であると認識しております。基礎自治体である品川区ができることとしては、物価高騰や消費税負担の影響を受ける区民の皆様・事業者の方々への支援を着実に講じることであると思います。このような施策をしっかりと進めることを区に要望しておきます。

○塚本副委員長

本日結論を出すで、結論は不採択でお願いいたします。

消費税の減税というところでの意見書なのですが、この内容に物価高対策というニュアンスもあるのかなと思いますが、まず消費税の減税は物価高対策・景気対策としてということに関しては、やはり会派としてもそれはちょっと違うだろうと考えております。それは違う種類だと思います。全部社会保障の財源の中でこれは課税されてきたわけですが、そういう税全体、社会保障とか財源全体の考え方の中で、消費税の税率をどのぐらいにしていくなのかという話は、やはり様々な国会の議論を経てやはり財源ということをちゃんと担保した上でないと、なかなかやはり減税だけを求めるというわけにはいかないのかなというのがありますので、請願の願意には沿えないということで、不採択でお願いします。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

消費税に関してはもうずっと国の制度だということを言われてきておりますけれども、そういった区民の苦しい状況を一番近くでつかんでいるのが、先ほどのインボイス制度も同様ですが、私たち区議だと思っております。なので、それを国に伝えて改善を求めることは当然の役割だと思っております。なので、区長会とか課長会とかも、そこで意見が出て国に求めるということは普通にありますので、区議会ができないということにはならないかなと、国の制度だからできない、やらないというふうにはならないのではないかと思います。

それで消費税減税が、やはり物を買えば必ず消費税がかかりますので、その物を買う物価自体が上がっていますので、おのずと消費税もさらに上がっているという状況が今の状況だと思うので、さらに苦しいのだと思うのです。ですので、物価が下がらない以上、消費税は下げていくということ是可以ので、そこは国に求めていくべきだと思います。

様々な各政党の財源論というところではいろいろあると思うのです。けれども、財源というところで、国は軍事費には財源と言わないくせに、どんどん軍事費を湯水のように投入していくわけですね。それで社会保障、子育て支援となると、では財源をどうするのかという、もう本当にそこら辺は矛盾だらけだなと思います。そういう国に対して、暮らしを守るための意見を言うというのはぜひしていくべきだし、私たち区議会の役割だと思いますので、採択です。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

理由といたしましては、この請願というのは財政と国民負担の関係に関係していると思いますが、我々政党としては、維新としては社会保障、そして社会保険料の改革というのを重点的に考えているところでございます。

一方で、確かにさきの参院議員選挙では、食料品の消費税ゼロという公約を掲げていたように記憶しております。個人的には両方掲げるというのは極めて困難な選択だと思っており、あまりどうなのかなという思いは自党に対してもあるところではありますが、いずれにせよ消費税の限定というふうなところではなくて、あくまで限定的に食料品に関する消費税についての公約を掲げているところでございますので、今回の請願については願意に沿い難いと申し上げます。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いします。

○西本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

確かに参院議員選で、給付か消費税減税かという議論があったのは確かなのですが、国民という中でもそれが分かれているし、国会の中でもその議論がまだまだ進めていかなければならないという中で、品川区としてこの減税を求める意見書までまとまるような状況にあるのかというと、まとまるにはまだ議論も深まっていないし、ただ単に選挙で一票を投じたということで書かれていますけれども、やはり住民レベルの中でも何とかせねばならぬという状況であれば考える余地があるかと思えますけれども、まだ意見を求めるまでの品川区の意識にはなっていないのではないかと考えますので、不採択です。

○石田（秀）委員長

それでは、本請願につきまして、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

令和7年請願第16号、消費税減税を求める意見書の国への送付を求める請願を採決いたします。本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(5) 令和7年陳情第32号 公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

○石田（秀）委員長

次に、(5)令和7年陳情第32号、公共施設内での労組加入、政党機関紙誌の勧誘等に関する調査及び助成を求める陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でもありますので、書記に朗読させます。

(書記朗読)

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは私から、陳情第32号についてご説明を申し上げます。

本陳情項目の一部には、過去にも類似する陳情が出されており、その際の説明と一部重複する部分がございますが、これまで負担感や心理的な圧力を受けたというような職員からの苦情の相談、または訴えの類いというものは寄せられておりませんでしたし、また前回以降につきましても、特にそのような相談は寄せられていないというのが実情でございます。なお、もしそのような相談等が寄せられた場合につきましては、関係する部署等とも連携しながら適切に対応してまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今現在、こういった陳情にあるような労働組合だったり、そういった政党機関紙による心理的圧力だったり、そういうものの相談や訴えはないということでした。この陳情のタイトル、公共施設内での労組加入、何かこれ自体が悪いような感じがするのですけれども、公共施設内での労組の加入というのは、これは禁止されていることなのかちょっと伺いたいのと、あと、この陳情理由の3個目の塊の「自治労、自治労連合わせて全国平均」とあるのですけれども、品川の加入率というのが分かれば教えてください。この品川では、2023年で自治労178人、全労連自治労連614人というふうにあるのですけれども、これは区のほうで品川区の数字が分かったりするのか、要はこれがこの数字なのかというのを確認したいと思います。

○宮尾人事課長

まず、施設内での組合加入の活動がどうかというところでございますけれども、基本的には正規の手続を踏んでいただいて、あとただ勤務時間に行うことですか、例えば執務スペースの中で行う、こういったことはやはり遠慮していただくというようなところが基本の部分になってくるのではないかと思います。

それから、加入率につきましては、こちらは個々の数字というのはこちら把握をしていない部分なのですが、臆測の部分も入ってしまいますけれども、大体最近ですと2割から3割程度ではないかと捉えているところでございます。ですので、あと次の加入者数についても、私どもとしては把握をしていないというのが実情でございます。

○石田（ち）委員

前回、この政党機関紙の勧誘等に関するということでは出されていましたが、そのとき私も総務委員だったので記憶にあるのですけれども、ここに今回公共施設内での労組加入というのが入ってきたということで、何ら禁止されることではないですし、労働組合に入るにあたって、職員の権利や自由に関

わる重要な判断がありますので、まず加入の際には十分な説明と個人の意思が尊重されるべきであろうと思いますし、そのようにやられているのではなかろうかという思いはあります。相談や訴えが今はないということです。

なので、こうした労組内での問題は、もし課題があるのであればしっかりと労組内で解決すべきだと思いますし、もしそれに困った場合にも、相談機関というのは品川区役所の中にあるということだと思いますので、それがあった場合に対応していただきたいということです。

政党機関紙の勧誘については、前回もお話が出ましたが、どの政党の機関紙であろうと、その政党機関紙を広範な国民に勧めることは憲法が保障する正当な政治活動ですし、自治体職員や議員が他者に購読を働きかけ配布する活動、これも憲法に保障された政治活動ですし、購読する職員にとっては個人の思想信条の自由、また内心の自由がありますし、そこは自由な意思で選択されるべきものだと思いますので、この陳情に対しては憲法を尊重した上で、多くの方が個人的に思想信条を持った下で判断していただくということだと思います。

○西本委員

確認です。この陳情項目の2番目にある政党機関紙とかの購読勧誘の有無、それは品川区においてあるのですか。その実態はどうなっているか、分かれば教えてください。

○宮尾人事課長

特に個々の職員がどういったものを購読しているのか、していないのかというところは、こちらのほうでは把握をしていないのが実際のところでございます。

○西本委員

ということは、庁舎の決まりとして決められている、庁舎の中でそういうものをやってはいけないとか、購読してはいけないとかいう明確なそういう決まりはあるのですか。ないという、個人の判断に任せられているという認識でよろしいですか。

○宮尾人事課長

そうですね。委員のおっしゃるとおり、特に購読しなければならないとか、逆に購読してはいけないとか、そういうことは一切ございません。

○西本委員

分かりました。ということは個人の判断なので、嫌だったら嫌と言えればいい話なのですよね。別に区として調査をするというものではないのかなと私は思うのです。ただ、困っているという職員がいるのだったら、それは対応すべきだと思うのですけれども、そういう職員は過去にいないというか最近はいないということであれば、個人の判断に任せていいのではないかと思うので、ここまで調査せよ、是正を求めるとするのは、ちょっと行き過ぎの感じがいたします。

以上、意見です。

○塚本副委員長

1つだけ確認で、陳情の中で、庁舎管理規則というのに関してとか書いてある。品川区にも恐らく似たようなものがあると思うのです。それは一体どういうものなのかということだけ、ちょっと教えていただきたい。

○佐藤経理課長

庁舎管理規則についてのお尋ねですので、経理課のほうでお答えいたします。

庁舎管理規則上、物品の販売ですとか勧誘に対する行為を行う場合は、許可を求めているという

形になっております。今回の請願に言う政党機関紙に関して、販売したいので勧誘したいという申請を受けたことはございます。

○石田（秀）委員長

いいですか。それでは、質疑を終了いたします。

令和7年陳情第32号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出すでお願いします。不採択でお願いします。

理由としましては、先ほど理事者のご説明にもありましたとおり、区ではその訴えがないということと、今後相談がもしあれば対応していただけるということでしたので、現在は陳情で求められていることは必要ないと考えます。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

理事者のご説明から、現時点において品川区では陳情に記載のあるような問題が発生していないと判断いたしまして、本陳情は不採択といたします。しかし、職員が安心して働ける環境を確保することは極めて重要であると考えておりまして、今後万が一職員の皆様に対して心理的な圧力や不当な勧誘に関する生の声が上がってきた際には、区としてはそれを放置せずに、しっかりと調査対応して是正措置を講ずることを要望したいと思っております。

○塚本副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

質疑の中で理事者の方々からの説明を受けた上で、不採択と判断します。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

先ほども述べたとおりです。政党機関紙に関しては憲法に保障された政治活動ですので、そして労働組合への加入も丁寧に説明を受けた上で自ら判断をするということで、その後その中で何かある場合は、ぜひ組合のほうで解決に向けて寄り添っていただきたいと思いますし、庁舎内、区の職員であればそういう相談があった際に寄り添って、機関紙だけでなくパワハラ、セクハラ等もある可能性があるかもしれないので、そうした場合もしっかりと対応していただけたらと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

政党機関紙のところはこれまでも何回か出ているので、重複しているので改めて述べません。今回の労組加入の件ですが、これはいろいろなところでこの陳情を出されているのだと思うのですが、極めてこれは地方議員に対してある種の罾みたいところがあるのかなと思っております、これは構造的に言ったら、首長部局と労働組合というのは交渉する対象の間なので、この首長部局、区長側のほうで調査をするというのは、いや、それは大変ですよね。私も登録している日本維新の会は、これについてある種の調査で裁判で大変なことになりましたので、そういう意味では、組合に対してこういうことを求めていくというのは、もちろん何か具体的な調べるべき声が上がっているのであれば分かる

のですけれども、こういうものを一律に求めてくるというのは、極めて憲法上の観点からも課題があるというところで、地方議員に対して審議させて、下手なことを言ってしまったらそれは結構なかなかセンセーショナルなことになるのではないかなというふうに思いながら、この陳情項目を読んでおりました。

そういうこともありますので、調査すべきかと言ったら、基本的には調査すべきではありませんので、不採択と申し上げます。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いいたします。

○西本委員

本日結論を出すで、不採択です。

この内容のものについては、先ほども述べましたけれども、個人の自由というところがあるかと思うのです。その自由をこういうことでやることによって、妥当性を取ったりいろいろ介入したりというのは逆に良くないことだと思っております。職員の方々も嫌だったら嫌とはっきり言う勇氣、いろいろな人から言われたらなかなかそういうふうに従ってしまうという部分ではなくて、それで陰でいろいろ言うということではなくて、嫌だったら嫌と断ればいいだけなのです。必要だったら、自分の判断の中で必要なことは入手してお勉強されとか、把握をするとかいうことは止めてはいけないと思います。不採択でお願いします。

○石田（秀）委員長

それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては簡易採決により採決を行います。

令和7年陳情第32号、公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情についてお諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は不採択と決定をいたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(6) 令和7年陳情第37号 相談カルテ導入を要望する陳情

○石田（秀）委員長

次に、(6)令和7年陳情第37号、相談カルテ導入を要望する陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

(書記朗読)

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○與那嶺戦略広報課長

それでは私から、陳情第37号についてご説明をさせていただきます。

本件は、区民の方からの区役所への相談履歴を一元管理できるような相談カルテシステムの導入をご

要望いただいているものでございます。

まず、今回陳情者の方からご紹介のあった他自治体で導入しているシステム、介護であるとか健康、児童相談、これらのものについてですけれども、品川区でも既に各所属において導入済みであり、運用が行われているものでございます。

現在、区民の方からの相談につきましては、それぞれ各部署の窓口のほうでお受けしているところでございますけれども、例えば対応が複数所属にまたがるケースなどについては、連絡会議等を通じて適宜部門間の共有も図られているところです。また、戦略広報課においても区政に関するご意見など、窓口や電話などで日々お声をいただくところでございますが、こちらについても必要な範囲において関係部署への展開でありますとか、上位者への報告を行っているところでございます。

区民の方からいただいた相談内容につきましては、適切な対応につなげるための情報共有を行いつつ、個人情報をしっかり守る情報管理の観点が非常に重要です。このことから、全体をすべて一括管理するというよりは、情報管理を徹底した上での必要な範囲の共有による区民サービスの向上を引き続き考えていきたいと思っているところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今の説明での成功事例は、全部が介護医療情報共有システムとか、健康カルテのようなシステムとか、あとは児童相談業務が挙げられていますけれども、これは全部今やられているというお話だったのですが、そこをもう少し聞かせていただきたいのですが、どのようにされていてというのをもう少しお聞きしたいのです。

その上で、こういう部署ではそうなのでしょう。けれども税務課とか、やはり多分税金の滞納等で相談しに行ったときに、その人その人ですごくいろいろな事情があるでしょうから、なので話す。そうすると、では地域産業振興課のほうで支援を受けたほうがいいのかみたいな形でそちらに行く。そうすると、それをまた最初から話をするみたいなの、そういう暮らしの滞納とかから出てくる相談が、こういう陳情で訴えられている感じになっているのではないかなと。

私もそういう声をすごく聞くので、何となく見当がつくというか、そういうことかなと思うのですが、今もうやっているということもあるとは思っているのですが、そうではない部分に対しての対応というのが求められていると思うのですが、それで、私もこれはどうやったらいいのかちょっとあれですけれども、やりようによっては効率化になるのではないかなと思うので、そこら辺は、やられています、だからやりませんではなくて、そうっていない部分をどう考えるのかというのをお聞きしたいのです。

○與那嶺戦略広報課長

現在導入済みのシステムについてなのですが、品川区の各部署で行っている相談システムと言われているものについては取りまとめているところが、我々の部署ではないのですが、デジタル推進課のほうで取りまとめを行っているところでございまして、例えば児童相談業務に関しては、子ども育成課・子ども家庭センター、子育て応援課、児童相談課において、いわゆるその関係部署間で情報共有できる形のシステム化が図られているというところでございます。

そして、健康カルテと言われているものについては、母子保健システムという形で導入されているで

あるとか、介護に関することについても高齢者支援総合支援システムという形で、福祉部門で導入されているというところがございます、それぞれの相談者によって必要なニーズであるとか、あと、相談業務になるとかなり個人に関わる情報であるとかプライバシーに関わる情報が入ってくるかと思うので、そういったところが必要な部門間で共有が図られるようなシステム化がそれぞれ行われているというところがございます。

委員ご指摘のあった、例えばというところでの税の相談から、では今度はちょっと生活支援にかけてみたいなところに、確かにそこが例えば情報に行き違いがあったらというところはあるかと思うのですが、税金であるとか、あとはもしくは住民情報であるとか、そういったところに関しては法律で必要な範囲が定められているところもあろうかとは思いますが、そこもやはり必要な範囲の中で共有をしながら、個別区民の方の相談に関して、例えばこれがちょっとトラブルになってしまうであるとか、そういったところは部署間の連携というところで解決すべきところも多いのかなと思っていますし、当然広報のところでもよくそういった形で区民の方から、この部署であまりうまくいかなくてというお声かけいただいて、それを改めて所管と共有しながらご回答というところもやっておりますので、まずそういったところの一人一人のお声を聞きながら部署をつないでいくとい業務を我々のほうでやっていきたいと思っているところがございます。

○石田（ち）委員

部署をつないでいくというのはあるのですが、そのつながれた部署で同じ話を何回もして、しかも暮らしのこと、自分がどうしてこういう状況になったのかというのを話していくので、端的にはなかなか済まない内容とかもあると思うのです。そうすると、それを最初はこの部署で話した、次にまた紹介された部署で言うと。それで次にまた紹介された場所で話すとなると、またかここにあるとおりです。陳情にあるとおりですけれども、区民もストレスに感じて、その回された後のほうの部署に対しては区民としてはもういらつきも感じてくるわけです。それがそういうカスハラみたいなものにつながっていくということも言われているのだと思うのです。

なので、そういう事が起きないようにするには、今のままではちょっと足りないのではないのですかと思うので、個人情報もすごく関わることなので、本人の承諾を得た上で一元化といいますか、横断的に情報を持つようにしますみたいな、そういう承諾を得てやれば、ここに書いてあるとおり区民のストレスも少なくなって、行政の効率化も進むのではないかと思うので、今、丁寧にやってつないでいただいている部分を、さらにもう少し効率的にできるような仕組みをつくるべきではないか、つくってもいいのではないかなと私は思うのですけれども、意見です。

○西本委員

ご説明の中では大体できているという話なのですね。私はできていると思います。私たちは何かと相談をするので、部署をまたがるというのは当然あるのです。けれども、やはり1回目に行ったところと、担当が違うと断られたらしょうがないのですけれども、本来は全部できればいいですがなかなかそうはいかないので。けれども、その回された部署での情報を、やはりしっかりその担当の立場で確認しなければならぬと思うのです。だから同じ説明が当然出てしまうと思うのです。これは仕方のないことなのかな、でも私はできているのではないかと考えているのです。

特に障害者関係は、配慮の必要な方々というのを、ケアマネとかも含めて地域の担当が本当に情報共有化しています。情報共有化ができていない理由の一つに、そういう障害者の認定をしないということが家族の中にあつたりすると、そういう専門のところに接することがなく育ってしまっていて、成長して

困ったときに申請をするようなことになってしまうと、なかなか見えづらいというのが出てきてしまうということはよく聞く話なのです。なので、そこら辺の職員間とか部署間の情報共有化というのは結構図られていて、それを個人情報もあるので、そこに配慮しながら対応していただけているのだなというのを私は実感しています。

ただ、私は何でこれが出てきたのかなと思ったときに、これはシステムの問題ではなくて窓口対応ではないかと私は思います。窓口対応でもめるのだと思います。仕組みはしっかりできている。けれども、窓口で結構大きな声を出してカスハラとか、条例ができましたけれども、いろいろ見ると、やはり意図する答えに対してそれに応えられていないとか、特に窓口業務の職員の方が窓口に来られた方に対してどういう対応をされているか。丁寧にされている方もいるのです。だから全員とは言いません。本当に丁寧にやっていたりしている人もいます。けれども、ちょっとボタンの掛け違いとか言葉のやり取りとか、捉え方が違うとかということによって、こういう感覚が出てきてしまうのではないかなと思うのです。

だから、その窓口の一番接触する人、それか初めにその方と話をする人の話し方とかテクニックの問題もあると思うのです。この陳情から反省すべき点は、そういうふうには書いてないのですけれども、私は問題を捉えました。

なので、別な問題としては、やはりそういう窓口対応というのを改めて見直しをするというのが必要なのではないかなと思うのです。私たちでもいろいろな部署に行くと、申し訳ないのですけれども、誰も出てきません。「すみませーん」と言いながら、そうしないと出てこられないし、「これは誰に聞けばいいですか」みたいな、そういうような状況のものも多々あるのです。そうではないときもいっぱいありますけれども、だからそういうふうに区民の方が窓口に来られたときに、どういう接触の仕方をしていたのかによって、まったく住民の人たちの感覚とか感情的なものが大きく変わってしまうのではないかと想像するのです。

なので、この陳情を機会にその辺を少し見直していただければ、もっと情報共有化がうまく説明というか伝わるような状況になるのではないかと。優しい品川区であるわけだから、優しい対応というものもぜひ心がけてほしいと思っておりました。なので、この陳情に対してはもう既にやっている部分があるので、別にそれは改めて言うことではなくて、運用の仕方をもう少し考えてはいかがでしょうという意見を持っております。

○須貝委員

相談に来られた方に対しては、やはり相談者はいろいろ話を聞いてほしいということが第一だと思います。正確な相談内容で、面談を受けることによって相談者の顔を見て、健康状態、精神状態、生活、そして生活環境など、やはり接することによってより正確な情報を得られるものだと私は思います。

一見多くの課において情報を共有できるというのはよさそうに見えますけれども、また別の課に行って、そこでまた新たな方に別の角度で相談して聞いてもらうということは、より多くのより良いより正確な情報を得られるし、より正確な回答もできると思うので、今の品川区の対応で良いかと思います。

まして個人情報ということがありますので、情報がばっといういろいろな部署に一律に流れていくというのはやはりまだまだ危険だと思いますので、今の状態でじっくりその相談者の話を寄り添って聞いていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。

それでは、令和7年陳情第37号の取扱いについて、ご意見を伺いたいです。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出すでお願いします。

関係部署間での共有も行われておりますので、不採択でお願いいたします。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

会派としての見解理由を述べます。本陳情の、区民の皆様の様々な相談履歴を一元管理するシステムを導入することでの、行政の対応における煩雑さの解消だったり、職員の皆様の業務効率化および区民サービスの品質向上を目指すという趣旨については、当会派も理解し共感をいたします。

一方で、区が取り扱う情報は、ご説明にもありましたけれども、健康とか福祉の支援情報など個人情報など多岐にわたる機微なものが含まれており、これらを全庁的に一元的に管理することは、情報管理の点から大きな問題を生じさせる危険があると考えます。

全庁的な一元管理によって、本来関わるべきでない部署の職員の方が、ある区民の方の健康状況や保護を受けているといったような機微な情報を安易に閲覧可能になると、情報漏えいのリスクが高まるといふように危惧をいたします。行政が扱う機微な情報については、現行のように、今進められているように、福祉領域や医療領域などそれぞれの領域ごとに個別に管理する、把握することが望ましいのかなと考えます。

また、区民の皆様の中には、分野をまたぐ情報共有を望まない方も想定されるかと思います。情報を共有するためには、それぞれの情報に対して都度確認していくというプロセスも必要になるので、これも考えていきますと、運用上非常に煩雑になる可能性があるかなというところですね。さらに全庁的なシステムとなると、技術的や費用の課題もあるかなと考えます。

以上、会派としてはその個人情報の観点から、全庁的な一元管理を求める本陳情には不採択といたします。しかしながら、区民の皆様の利便性向上や職員の皆さんの負担軽減というのは重要な課題であって、陳情者の方が言われる本陳情の趣旨を受け止めて、そういった体制になっていることはご照会があれば案内をいただきたいということと、あと、領域ごとに適切で円滑な情報連携が図られるような改善の取組も継続していただきたいと思っております。

○塚本副委員長

本日結論を出すということで、結論は不採択です。

必要なところ、求められるところではもう既に品川区でも所管の部署の中での情報共有ができていたところと確認できましたし、あくまで一般論として一元管理すれば効率が上がるだろうというのはあると思うのですが、それを今の品川区でどのように導入していく必要があるのかとか、課題があるのか。そういったことに照らすと、必ずしもその必要性というのは今見えてこないと思いますので、不採択でお願いします。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

どうできるかというのは様々あると思うし、私たちとしても提案的なものは今ないので、ぜひ検討していただきたいと思うのです。やはりしんどい思いをして相談に行って、それを何度も同じ

場所で話すというのはすごく追い詰めることにもつながると思うのです。なので、そうした一世帯においても様々な複数の課題を抱えて、その困難を解決したくて相談に来るところで、そのつらい状況をどこでも話さなければならないという状況は、私は好ましくないと思いますし、それを一元化と言うのでしょうか、まだそこが整ってない部署だったり、つながる部署でのそういったカルテのようにDX化じゃないですけども、そうやってつなげていくというのは検討していただきたいというのが私たちの思いです。

ですので、採択ですし、ぜひご検討のほどをお願いしたいと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。

共産党さん、これでいいのですか。これ、一番のひもづけはマイナンバーでひもづける。なので、このデータの一元管理というのは、最終的にはそういう個人のマイナンバーなどでつなげていくというようなシステムなので、私は結構その結論に驚いております。

その上で、今回相談カルテのシステムということですが、この理由のところで書かれているのはもう既にやられている。一方で、さらにこの病院のカルテのように全庁で情報を一元管理することについては、先ほど未来のほうからお話もありましたけれども、極めて個人情報というのはリスクもある。利便性を求めていくというのは、同時にリスクも内在しているということかと思います。様々な税務情報とか相談の内容とかも、全庁で把握することになると、望まれない方も当然出てくる。個人情報保護法上も、庁内で連携するときも相当な理由が要するというふうなことが書かれておりますので、ここについては気をつける必要がある。

先ほど同意の有無、承諾の有無というようなことがありましたけれども、我々も民間企業に対して個人情報を提供するときに、様々な規約、個人情報保護の規約を見ながら、最終的には全部読んでいるかといったら、多くの方たちは読んでいなくて承諾のボタンを押しています。この結果、様々な問題というのが起こり得るというところは多く知られているところだと思います。そういう状況の中で、行政がどこまで一元管理するのかというところは極めて難しい問題があるという状況の中で、この要望に対して採択という意見は述べるできません。

一方で、行政のデータ連携というのは、今、国のほうでももちろんいろいろ議論がされておりますし、各自治体で、各自治体の条例を変えた上で連携を進めるというふうなこともやられている。その中で、品川区においても可能な情報連携については、私は肯定的に考えておりますので、最終的にはマイナンバーによって管理できるものは管理していくということが大切だと思っておりますので、本件については趣旨採択というふうに申し上げさせていただきます。

○須貝委員

本日結論を出すということ、不採択でお願いします。

○西本委員

本日結論を出すで、不採択です。

マイナンバーカードの話が出てきました。私も正直そこまでの仕組みにつながるということの想定ではなかったのですが、ただ、そうだろうなと。だから一元化することとは、リスクもあるということだと思うのです。

これは住民の個人情報をどのように入手していくのかというのは、やはりこれから大きな課題になってくだろうと思います。そして今の状況で、若干マニュアル的なところはありますけれども、それが

必要なのかなと。全部デジタルにしても、そのニュアンスであつたり、担当部署によっても知らなければいけないことというのは多々違いますので、だからそこは人間のマニュアル的なところでの対応ができていたら。

私は先ほどお願いしたように、窓口対応の話し方とかを含めて、挨拶から含めて、そういうのを徹底して改善をしていただければ、大分この問題というのは少なくなるのではないかと考えておりますので、ご参考にしていただければ。

○石田（秀）委員長

今、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。そして、採決は一度しか諮ることができません。今、趣旨採択というご意見と採択というご意見があります。これは同時に諮ることもできません。一度しかできませんので、今、明確に松本委員は趣旨採択だと、採択はできないというお話でしたので、石田ちひろ委員はどうですか。

○石田（ち）委員

マイナンバー云々のところは、デジタル化イコールマイナンバーだと思っていない私たちは、福祉の増進、そして区民の利便性向上というところでのデジタル化は進めていくべきという立場ですので、1人でも多く趣旨でも採択があればいいなと思いますので、趣旨採択で。

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、令和7年陳情第37号、相談カルテ導入を要望する陳情を採決いたします。本件は挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定をいたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第31号）

○石田（秀）委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)専決処分の報告について（報告第31号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは私のほうから、報告事項(1)報告第31号、契約金額の変更に関する専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、同条第2項の規定によりご報告いたします。

契約案件の資料の32ページをご覧ください。本件につきましては、第二戸越幹線整備工事、取水および空気抜き設備等整備請負契約の変更に係る専決処分の報告です。

契約の相手方は、五洋・松本建設共同企業体。代表者、五洋建設株式会社東京土木支店業務執行役員

支店長、近藤敬士です。

33ページをご覧ください。5の変更概要、変更金額のところですが、当初令和7年第1回定例会で議決を受けた金額が22億4,400万円。今回変更後の金額が22億7,018万円で2,618万円、約1.17%の増額です。

次に、変更概要ですが、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、受注者より、旧労務単価に基づく契約から新労務単価に基づく契約に変更する協議があったため、契約金額を変更するものです。

変更にあたりましては、令和7年6月16日付で区長の専決処分としたものです。また、本件につきましては、9月24日の建設委員会に事業の報告が行われる予定です。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。よろしいですか。

○石田（ち）委員

今回は変更概要のところにも書かれている工事だと思うのですが、今回、9月11日の大雨豪雨の災害のときに、この第二戸越幹線の名前がちらほら出たのですね。なので、早く完成するといいなというところですが、令和10年3月ということですね。ここは変更なしということなのですが、やはり今回のこういう災害を受けて、一日も早くという思いも区民の方から寄せられましたので、これ、工期はこのまま今のところ変更はないということで確認させていただいて大丈夫でしょうか。

○石田（秀）委員長

答えられないですね。話がだいぶ違うけれども、まあいいです。

○佐藤経理課長

今回変更にあたりましては契約金額のみでして、完成の時期について特段変更はございません。

○石田（秀）委員長

ほかに、よろしいですか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(2) 審査請求の却下の報告について（報告第33号）

○石田（秀）委員長

次に、(2)審査請求の却下の報告について（報告第33号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村総務課長

私からは報告第33号、審査請求の却下の報告について報告いたします。

まず資料がございますが、項番の1のほうになります。本件審査請求のほうは、令和6年4月19日付で区が行いました生活保護費用の返還請求に基づく督促処分の分を、区として審査請求人が本件督促処分の取り消しを求めたものでございます。

次に、項番2でございますが、却下理由でございます。こちらの却下理由といたしましては、審査請求人が、具体的な主張ですとか証拠の提出というところを、こちらの督促処分についてされなかったというところが直接の理由となっております。

そちらの事案というのを具体的に申し上げますと、本件につきましては原処分である生活保護費用の

返還請求という、こちらの履行がなされなかったために行われました督促処分に対して、審査請求がされたというものになっております。

今回、本件審査処分が督促処分に付随する事項への不当に関する要求でしたり、例えば督促規程に係る不服ですとか、そういったところがあった場合であれば、適法な審査請求となり受付ということができたのですが、本件審査請求の請求書の記載内容が、こちらは返還困難という点に終始しておりまして、こちらの原処分生活保護費用の返還請求のほうに係る請求内容というところまでございまして、本件督促処分についての審査請求の要件等を備えていなかったために、却下という形になったというものでございます。

こちらにつきましては、却下に至る前に審議委員より十分相当期間をもって補正を求めましたけれども、審査請求人から具体的な主張の提出ですとか証拠の補正というのもございませんでしたので、審議の継続は困難として、法に基づき不適法として却下としたような形になっております。

次に項番3、最後の部分になりますが、本件報告の理由でございまして。本件のような生活保護費用返還請求に係る督促処分に関する督促処分の審査請求の却下につきましては、地方自治法の規定により区議会の報告が必要ということでございまして、今回、報告というところに至ったものです。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

ご説明の中で、要は不服審査を必要とした理由づけですね。その理由になるその資料といいますか内容のものが提示されなかったもので、審議できずということではよろしいですか。もしもこれがちゃんと必要に応じたその理由が明確になっていけば、それが受け入れられることは別問題なのではけれども、審議がちゃんとされていたという認識ではよろしいですか。

○藤村総務課長

今回この督促処分に係る審査請求という形が整いましたので、資料の補正がされたという形になれば、こちらの要件が整ったということで、審査の遡上には上がったという形になります。

○石田（秀）委員長

よほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○石田（秀）委員長

次に、予定表4のその他を行います。

まず、本定例会の一般質問に係る所管質問ですが、本定例会の一般質問中、総務委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者から答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

2件あります。

1つは田中たけし議員の1番、二元代表制について。この中で、説明不足だとか、あとマスコミに対する情報とか、それから議員に対しての情報提供というのがどうなっているのかという質問があったと思います。その中で、答弁がちょっと明確ではないというのがあったので、もう一度確認したいということと、やはりに議会に対してしっかり説明していただきたいという思いがあります。その確認と、それから情報提供の中で、会派の方々には事前に説明をするというケースがあるのですが、小会派と個人、無所属の人たちには情報提供がなされないというケースも見受けられているので、それは同じ議員であるのになぜかというようにところを疑問に思いましたので、それをプラスして、関連という形で質問したいと思います。それが1つ。

2つ目が、西村直子委員の4番、職員がより働きやすい職場づくりについてというところです。この中で外部の弁護士とかによっていろいろ相談する場所がありますよという質問がありました。その中で、答弁がちゃんとしていないのです。どれぐらい何件あったのかとか、どういう状況なのかとかに対して、明確な答弁がなされていなかったと私は認識しております。なので、具体的に数字、どのぐらいあって、それからアンケートの結果とか現状どういう対応をされているのか。ここでもハラスメントについての議論がなされましたので、その中で、今区側としてはどういう対応をされているのかということを確認したいと思います。

○石田（秀）委員長

確認をさせてください。最初、田中たけし議員の最初の二元代表制で、私の記憶で確認しますが、田中議員のプレス発表等の話があって、議会にもしっかりやってくれと。プレス発表するぐらい区長は丁寧の説明しているでしょうと。けれども、議会にそれぐらいの説明はないですねという質問だった。

これの答弁はちょっと覚えていないのだけれども、ごめんなさい。質問は何となく覚えているのだけれども、それをやってくれということの、その答弁を含めてもう一度確認をしたい。

○西本委員

はい。確認をしたいです。

○石田（秀）委員長

それからもう一つは、会派に事前説明という話があって、これは田中たけし議員も無所属のときがあったわけで、無所属の方にもやっているという理解だった。私も無所属のときがあったから。

○西本委員

いや、ちょっと待ってください。それとはまた別です。

○石田（秀）委員長

別ですか。ないものがあるということですか。

○西本委員

そうです。

○石田（秀）委員長

それは、でも質問になかったのではないですか。

○西本委員

ただ関連で、情報共有。議会に対しての説明の中で、議員であるのは会派に限らず各個人であろうと、しっかり議会に対して、ということは議員に対して説明責任はあるのではないかという観点で、確認したかった。確かにこの項目については、田中たけし議員の中には入っていなかったというのはあります。

○石田（秀）委員長

そうですね。

○西本委員

そうです。それは確かです。だから関連として、説明というところにおいて、議会に対してというのと、やはり会派に対して、個人・無所属の議員に対してということの説明を、どういう考え方で仕切っているのか。予算の説明とかいうのは当然みんなやっています。私もやっています。言っているのはそれではありません。ほかの部分です。時々やっていますよね。私たちには一切ありませんけれども、大会派のほうには行っていますよね。説明していますよね。大会派に対してだけ説明すればいいというふうになっているのではないかと考えているので、行政側の情報共有、議会に対して、議員に対してどういう思い、どういう仕切りの中で説明をしているのかというのを確認したい。

○石田（秀）委員長

それは、ちょっとこれは三角ですね。

○西本委員

三角でも結構です。答えられないのだったら、そういう答え方で。

○石田（秀）委員長

それはそうですね。所管質問とまた別のところで、そうするとこういうのは決算特別委員会でやってくれとか。

○西本委員

そうですね。それでもいいです。

○石田（秀）委員長

それでもそういう話になるから、これはちょっと三角です。さっきの説明不足のところは分かって、覚えているからいいです。

それから、西村直子議員の外部のこれは弁護士とか、そういうほかの違う方々のところにどれぐらい相談がそこの方にあって、どういう対応をしてきたのかというのは、それは質問もありました。答えがどういうふうにしていたか、私は覚えていないのだけれども、ではこれは何となく分かります。西村直子議員も、その弁護士を今1名からもっと増やしたほうがいいのかとか何か言っていたのは覚えているので、その答弁が何かありましたね。

○西本委員

答弁があったのです。

○石田（秀）委員長

それは何かありました。答弁の内容は覚えていないからちょっとはっきりしたことは言えないけれども、その部分をもう一度改めてご説明願いたいということでもいいですね、大丈夫ですか。

では、それでよろしいでしょうか。では、それで明日、所管質問を行いたいと思います。

ほかに所管質問をお願いしたい方はいらっしゃいますか。いいですか。

それでは、明日の委員会で理事者の答弁をいただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

次に、その他で何かほかにございますでしょうか。

それでは、ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定はすべて終了いたしました。明後日も午前10時からの開会でございます。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。

○午後 3 時 1 3 分閉会